



渋谷区で備える！ 防災・防犯ガイド



岡田マリの 渋谷区ガイド Vol.23 『渋谷区で備える! 防災・防犯 ガイド』



はじめに 04

01. 現実に起こりうる大地震 05

「珠洲市が語る災害の現実と復興への挑戦——能登半島からの報告」

02. 地震対策—安心の第一歩: 備えから始まる渋谷区ライフ 07

渋谷区内で地震発災後の避難の流れ 07

- ① 渋谷区で地震に遭ったら? 08
- ② シニアのみなさまのための防災情報 16
- ③ 障がい者のみなさまのための防災情報 19
- ④ お子さんへの対応 26
- ⑤ ペット防災のススメ 29
- ⑥ 職場や通勤途中、マンションでの防災対策 32
- ⑦ 渋谷区の災害時における医療体制 34
- ⑧ 渋谷区が支える家の安全:耐震診断と改修工事助成制度 35
- ⑨ 渋谷区の災害支援ネットワーク:安心を支える防災協定 37



03. おうちで避難所訓練をやってみました! 39

04. 豪雨・台風対策— 大雨の備え:水の脅威から守る方法 43

05. 火災対策— 身近な火災対策をチェックしよう! 48



06. 防犯対策—渋谷区の安全を支える事業 52

- ① 渋谷区立公園の非常(赤)ボタンについて 52
- ② 渋谷区を支える『ハチパト』、街の安心を守る! 52
- ③ 渋谷区、公共の場所での喫煙は罰則対象—街をきれいに守る取り組み 53
- ④ 渋谷区の夜間飲酒禁止、街の安全と安心を守るために 54
- ⑤ 客引き防止の強化と過料の実施 54

07. 安心の街づくり、防犯の心得 55

- ① 特殊詐欺・闇バイト詐欺からどう守るか! 55
- ② 新しい自転車ルールが始まる! 安全な乗り方と渋谷区の取り組み 60

08. おすすめ資料やアプリ— 災害対策に役立つ情報源&アプリ 62

09. その他— 役に立ちたい、知識をつけたい! 64

10. お問い合わせなど— 66

本文でご紹介した内容をすぐに調べられるよう、一覧にまとめました。

終わりに 70

2024年12月現在の情報です。本ガイドに記載された情報は、学校や公共施設の建て替えが実施されるなど、時間の経過とともに古くなる場合がございます。新たな情報が発表されましたら、随時ご対応いただければ幸いです。

はじめに

23冊目を迎える「岡田マリの渋谷区ガイド」。

今回は、「渋谷区で備える!防災・防犯ガイド」として、7年ぶりに「防災」をテーマに、最新の防災・防犯情報をお届けします。

昨今、日本各地では地震や豪雨などの自然災害が頻発しています。

私が区議会議員になってから、東日本大震災(2011年)、熊本地震(2016年)、北海道胆振東部地震(2018年)といった大きな地震が続いており、渋谷区でも震度5弱を観測した東日本大震災では、帰宅困難者や物資不足が発生しました。さらに、2024年1月1日には石川県能登地方を襲った能登半島地震、9月には能登半島豪雨がありました。

今後30年以内には首都直下地震(発生確率約70%)や南海トラフ巨大地震(発生確率70~80%)が起こる可能性が指摘されています。渋谷区においても、震度6強の揺れによる建物倒壊、火災、ライフラインの寸断が予想されるため、日常的な備えが重要です。

このガイドでは、防災対策としてシニア、障がいのある方やご家族、子育て家庭のみなさまからのお声を参考に、普段からの備えなど今から取り組んでおきたいことを紹介いたします。

また近年増加している特殊詐欺、闇バイト詐欺の手口や注意喚起について、渋谷警察や被害に遭いそうになった方の体験談を基にまとめました。さらには最新の渋谷区の防犯対策情報も取り上げています。渋谷区での生活がより安心できるものとなるように心を込めて作成しました。ぜひ参考にしてください。

注意書き

渋谷区では、2025年2月に最新の「渋谷区民防災マニュアル」を全戸に配布する予定です。「渋谷区民防災マニュアル」には、渋谷区が行政として取り組む最新の防災対策が詳しく掲載されます。防災対策を確認するための大切な資料ですので、ぜひお手元に届いた際にはご一読ください。

一方で、「渋谷区で備える!岡田マリの防災・防犯ガイド」は日頃の活動を通じて調査をしたり、集めたみなさまの声や体験談などから日常の備えや渋谷区の支援内容について岡田マリのまとめたものです。

ご自身やご家族、離れて暮らすご両親などの防災対策の参考にさせていただければ幸いです。

2024年12月現在の情報です。

01 現実に起こりうる大震災

すず 「珠洲市が語る災害の現実と復興への挑戦」 ——能登半島からの報告」

2024年11月2日、代官山で「防災シンポジウム」が開催され、その中で、奥能登・珠洲市の金田直之副市長の基調報告がありました。

能登半島が直面した災害の概要

珠洲市の人口は約1万人で、65歳以上が52%、75歳以上が30%以上を占める高齢化地域です。2023年の奥能登地震(最大震度6強)、2024年の能登半島地震(最大震度6強)、さらには同年9月の豪雨が地域を襲い、過酷な状況が続いています。

特に地震では、木造住宅が大きな被害を受け、全壊家屋が1,736棟、り災証明の1/3が全壊という深刻な状況に陥りました。また、地形変化も著しく、海底だった部分が最大4m隆起し、山の土砂置き場となるなど、地域の景観にも影響を与えています。

被災後の課題と対応

半島の先端に位置する珠洲市では、人や物資が届きにくいという地理的な課題があります。避難所は自主避難施設を含めて約100カ所が開設されました。

本ガイドに記載された情報は、時間とともに古くなります。ホームページなどで最新情報をご確認いただくと幸いです。

しかし、救援活動は道路の損壊により困難を極めました。

水道施設の被害も深刻で、2月まで水の供給が困難な状況が続きましたが、その後の豪雨で再び断水し、生活の基盤を取り戻すには時間を要しました。

復興計画と地域の未来

1月2日に保健医療福祉調整本部が設立され、要配慮者の1.5次避難所、2次避難所への迅速な配置など避難所運営に大きな役割を果たしました。被害を受けたご自宅に代わる仮設住宅として、木造応急仮設住宅が整備されました。これらは避難住宅としてだけでなく、その後も継続して使用される予定とのことです。

また、新しい技術を活用した手洗いスタンドは、避難所での衛生環境の向上に寄与しました。

金田副市長の言葉から印象に残るポイント

①「想定外」への直面

自治体として「想定外」という言葉を使うべきではないが、今回の災害ではすべてが想定外であり、災害の本質を痛感した。

②情報共有の重要性

一日に朝晩2回の会議を通じ、通行止めや避難所の状況などを関係機関で共有し続けた。この取り組みが非常に有効であった。

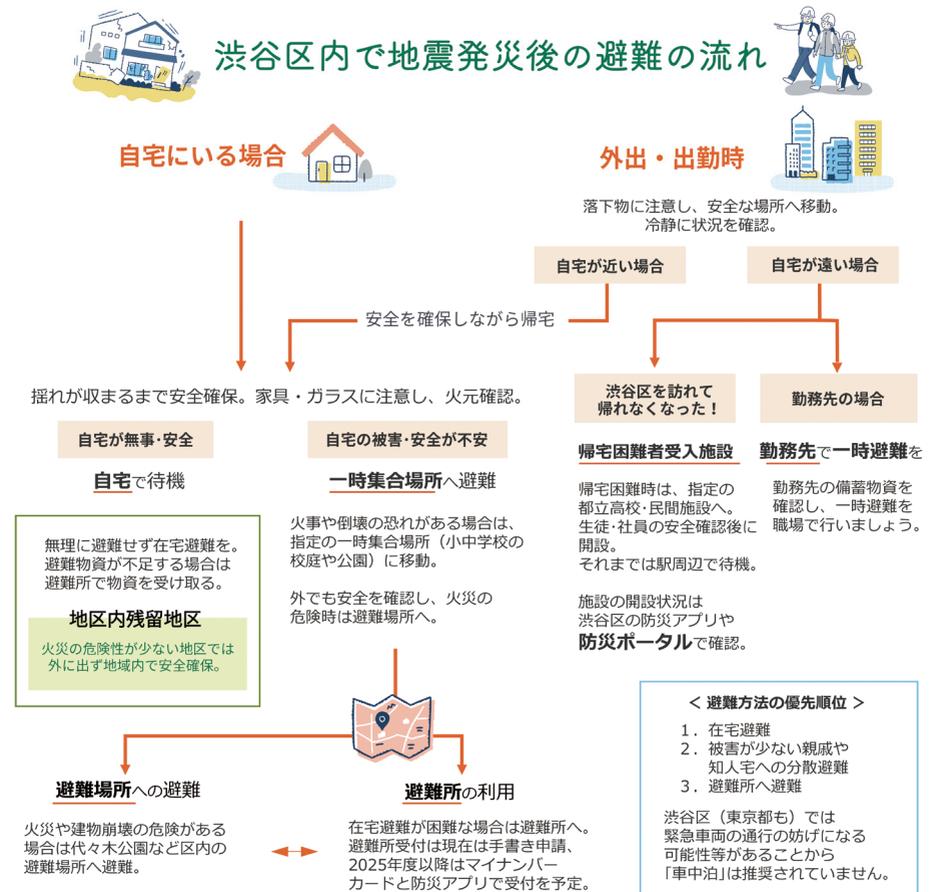
③調整会議の成果

保健医療福祉調整本部を立ち上げ、繰り返し会議を行うことで、避難所運営や避難者の受け入れが円滑になった。

④訓練と現実の違い

訓練では家に帰れることを前提とするが、実際の災害は「家に帰れない」という事実こそ災害なのである。

02 地震対策— 安心の第一歩： 備えから始まる 渋谷区ライフ



2024年12月現在の情報です。

本ガイドに記載された情報は、時間とともに古くなります。ホームページなどで最新情報をご確認いただくと幸いです。

①渋谷区で地震に遭ったら?

地震発災後の避難の流れをまとめました。

自宅にいる場合、勤務先にいる場合、自宅が被害に遭ったら…というそんな「もしも」に対応した渋谷区の基本的な流れをぜひご確認ください。P.07

渋谷区では、昼間人口が夜間人口を上回るという特性があり、東日本大震災直後には多くの人々が一斉に小学校に避難し、混乱が生じました。そのため、地震発災後に避難する場所について以下のように区分を設けています。

- ・ **一時集合場所**：災害の様子を見たりするために一時的に集合する場所
- ・ **避難場所**：火災が広がったときなどに避難する場所。
- ・ **地区内残留地区**：建物の不燃化が進み、延焼火災の危険性が少ない地区。原則、避難場所への避難は不要です。
- ・ **避難所**：ご自宅が被災し住めなくなってしまった方が一時的に生活する場所（主に区内小中学校等）。
- ・ **帰宅困難者受入施設**：帰宅困難者の受け入れ先として、一時滞在施設として指定された施設（主に都立施設や民間施設等）。

「避難所」は区民、「帰宅困難者受入施設」は帰宅困難者を原則受け入れています。開設状況は渋谷区防災ポータルをご確認ください。

渋谷区で地震が起きた場合に備え、一時集合場所、避難場所、帰宅困難者受入施設、避難所を確認しておきましょう。P.10～15

●避難所の開設について

渋谷区では、以下の基準に基づいて避難所や自主避難施設(※)を開設します。
※自主避難施設…台風や集中豪雨などによる災害発生危険が予測される場合に、事前の避難を希望される方を対象に一時的に開設される施設

【避難所】

- ・ **地震(震度5強)**：自主防災組織、避難所施設管理者、区指定参集職員の3者で協議して開設の可否を決定します。
- ・ **地震(震度6弱以上)**：自動的に避難所が開設されます。

【自主避難施設】

- ・ **風水害**：台風等の強さや状況に応じて、開設の可否を区が判断します。
避難所に入る際は、まず入り口で受付が必要です。現在の受付は手書きで行っていますが、2025年以降はマイナンバーカードと防災アプリを活用した受付を予定しています。事前登録が必要ですので、日頃から準備を進めておきましょう!

●避難所の環境について

避難所で生活を送る場合、パーティションとなるテントや段ボールベッドを備蓄しており、発災から時間の経過とともに、状況に応じて設置を行います。

また、各避難所には避難者を想定した3日分のアレルギーフリーの食料が備蓄されています。

●配慮が必要な方への対応

要配慮者への対応については、ニーズごとの対応を心掛けるようにします。

福祉避難所(二次避難所)は必要に応じて数日後に開設されます。特に配慮が必要な方は、福祉避難所への移動をお願いする場合があります。P.24

妊婦や乳児をお連れの方へ

渋谷区は妊婦や乳児をお連れの方には、協定を締結しているホテルなどへの避難を検討しています。また、避難所には保健師が巡回し、必要な支援を行います。

過去の震災では、母子支援団体や助産院が妊産婦の方々に向けて避難所の開設支援や物資の提供を行いました。このような取り組みも参考に、今後も渋谷区の防災政策の充実に向けて提案していきます。

●避難所運営についてお願い

避難所はホテルではありません!

地域のボランティアのみなさんが中心となって運営されます。そのため、すべてが完璧に整うわけではありません。避難所は最低限の命を守るための場所です。みなさんのご理解とご協力によって、より快適な環境をつくり上げていくこととなります。

さらに詳しい情報は、渋谷区の「避難所運営マニュアル」をぜひご確認ください!



渋谷・恵比寿・広尾方面

1 2 3 4

地域別防災マップ



2024年12月現在の情報です。本ガイドに記載された情報は、学校や公共施設の建て替えが

実施され、時間とともに変更の可能性があります。渋谷区のホームページなどで最新情報をご確認いただくと幸いです。

笹塚・本町・上原方面

地域別防災マップ 5 6 7 8 9



渋谷区民
防災ポータル
を参考に作成

- 凡例
- 一時集合場所
 - 避難場所
 - 避 避難所
 - 避
二次 福祉避難所(二次避難所)
 - 水 応急給水施設
 - + 東京都災害拠点病院
 - 救 緊急医療救護所
 - 帰 帰宅困難者受入施設
 - 地区内残留地区
 - 自 自主避難施設
 - Y 消防署・消防出張所
 - ⊗ 警察署・交番

- 凡例
- ⊗ 大学・短大
 - ⊗ 中学・高等学校
 - ⊗ 小学校
 - ☆ 区役所・出張所



笹塚・本町・上原方面



2024年12月現在の情報です。本ガイドに記載された情報は、学校や公共施設の建て替えが

実施され、時間とともに変更の可能性があります。渋谷区のホームページなどで最新情報をご確認いただくと幸いです。

代々木・千駄ヶ谷・神宮前方面 地域別防災マップ

10 11



- 凡例
- 集 一時集合場所
 - 避難場所
 - 避 避難所
 - 福祉避難所(二次避難所)
 - 水 応急給水施設
 - + 東京都災害拠点病院
 - 救 緊急医療救護所
 - 帰 帰宅困難者受入施設
 - 地区内残留地区
 - 自 自主避難施設
 - Y 消防署・消防出張所
 - X 警察署・交番



- 凡例
- U 大学・短大
 - S 中学・高等学校
 - E 小学校
 - ☆ 区役所・出張所



代々木・千駄ヶ谷・神宮前方面

2024年12月現在の情報です。本ガイドに記載された情報は、学校や公共施設の建て替えが実施され、時間とともに変更の可能性があります。渋谷区のホームページなどで最新情報をご確認いただくと幸いです。

② シニアのみなさまのための防災情報

日頃の備えがあれば、災害時に安心して行動できます。ここでは、日常生活に取り入れられる簡単な準備をご紹介します。

① 家具の転倒防止 P.17・18 に補助制度をご紹介します

在宅避難を可能にするためには、家具や冷蔵庫が倒れないようにすること、食器棚から食器が落ちないようにすること、そしてガラスが割れて二次被害を引き起こさないようにすることが大切です。家の中、そしてご自身を守るために、家具転倒防止金具などを取り付けて対策をとっておくと安心です。最近では、量販店や100円ショップなどで、さまざまな便利グッズが販売されています。また、P.17・18には渋谷区の家具転倒防止金具等に対する1万円までの補助制度についてもご紹介しています。領収書があれば手続きは簡単ですので、ぜひご利用ください!

② 防災用品の準備

渋谷区では、できるだけ自宅で避難する「在宅避難」を推奨しています。

- ・**食料と水**：最低3日分（できれば1週間分）の備蓄をしましょう。缶詰やレトルト食品など各自が簡単に食べやすい食材が便利です。
- ・**医薬品**：常用薬は多めに用意し、薬のリストを作っておくと役立ちます。
- ・**非常用持ち出し袋（例）**：懐中電灯、携帯電話（バッテリーや充電器も）、携帯ラジオ、救急セット、マスク、衛生用品、現金などをすぐ持ち出せるように用意しましょう。
- ・**健康用品**：老眼鏡、成人用おむつ、入れ歯洗浄シートも忘れずに。

③ 安全な避難経路の確保

- ・**避難経路を確認**：自宅やよく行く場所から、エレベーターを使わずに避難できるよう、階段の位置も覚えておきましょう。
- ・**複数の避難場所を把握**：家族や近隣の方と、避難場所や避難ルートについて事前に話し合っておくと安心です。

2024年12月現在の情報です。

④ 近隣とのコミュニケーション

- ・**地域で助け合う**：近所の方と日頃から交流し、いざという時に協力し合えるようにしましょう。
- ・**地域の防災訓練に参加**：防災訓練や地域行事に積極的に参加することで、顔見知りが増え、支え合いやすくなります。

⑤ 健康維持と体力づくり

- ・**日々の運動**：避難時には体力が必要です。ウォーキングや軽い体操を習慣にして、足腰を鍛えておきましょう。

⑥ 情報を得る手段の確認

- ・**情報収集**：テレビやラジオ（渋谷のラジオ）、スマートフォンの緊急速報機能（渋谷区防災ポータル）、災害時自動電話情報サービス「しらせる君」などを活用しましょう。P.62・63
- ・**緊急連絡手段**：家族や近所の方と非常時の連絡方法を事前に決めておきましょう。

⑦ ご家族で話し合い

- ・**連絡方法や集合場所を決める**：災害時にどのように連絡を取るか、家族で相談して決めておきましょう。離れて住むお子さん家族とも確実に連絡を取れる方法を決めておきましょう。

⑧ 避難カードの作成

- ・**避難カードを作りましょう**：氏名、住所、緊急連絡先、持病、服用中の薬などを記載したカードを携帯しておくと、非常時にとても役立ちます。

⑨ 渋谷区の防災制度・支援を活用しましょう!

● 家具転倒防止金具の補助制度

渋谷区では家具転倒防止金具の購入費用を1万円まで補助して



本ガイドに記載された情報は、時間とともに古くなります。ホームページなどで最新情報をご確認いただけると幸いです。

います。ガラス飛散防止フィルムや扉ロックなども利用可能です。

渋谷区役所8階防災課で必要書類(申請書・依頼書)を配布しています。領収書をお持ちいただき、振込先がわかれば防災課窓口で申請ができます。P.66
お問い合わせ:防災課災害対策推進係 03-3463-4475

●家具転倒防止金具などの無料取り付け

高齢者のみの世帯や障がい者のいる世帯を対象に、家具の転倒防止金具の取り付けや、食器棚や本棚などにガラス飛散防止フィルムの貼り付けを無料で行っています。P.66

お問い合わせ:防災課災害対策推進係 03-3463-4475

●家屋の耐震診断

渋谷区では家屋の耐震診断・改修工事助成を行っています。必要な方はお問い合わせください。P.35、P.66

●一時集合場所(いっときしゅうごうばしょ)や避難所の確認

事前に避難場所や避難所を確認し、家族や近所の方と話し合しましょう。P.10~15

●防災訓練への参加

渋谷区では「渋谷防災キャラバン」などの訓練を行っています。積極的に参加し、災害時に備えましょう。P.64

●避難行動要支援者名簿と個別避難計画

自力で避難が難しい高齢者の方は、「避難行動要支援者」として登録しましょう。個別の避難計画を作成しています。P.22

●防災用品のあっせん

渋谷区では防災用品(家具転倒防止用品、食料セット、給水袋、携帯用トイレ袋など)を自宅へ配送します。代金は商品と引き換えなので安心です。

【渋谷区防災用品あっせんチラシ】

申し込み方法:ハガキ・封書またはメールにて、必要事項を記入して送付します。配達申し込みから1カ月程度で、直接ご家庭に届きます。

お問い合わせ:防災課災害対策推進係 03-3463-4475



2024年12月現在の情報です。

③障がいのある方・ご家族のための防災情報

障がい者の日頃の備え

※宮崎県福祉保健部障がい福祉課発行の「障がい者・高齢者のための防災マニュアル」を参考に災害に備えた日頃の準備をまとめました。

①障がいを知ってもらう

無理のない範囲で、周囲の方に障がいがあることを知っておいてもらいましょう。

②避難訓練(渋谷防災キャラバン)に参加

- 避難訓練に参加し、避難経路や避難場所を確認しておきましょう。
- 道路が通れなくなることも想定し、複数の避難経路をシミュレーションしておきましょう。

③情報収集

自分の疾病に応じて、緊急時に対応してくれる医療機関・相談窓口などの情報を集めておきましょう。

④周囲の方と相談しておくこと

- ヘルパーを利用している場合、災害時の支援方法を事前に相談し決めておきましょう。
- 支援者が被災して不在の場合の対応についても、家族や周囲の人と相談しておきましょう。
- 外出先で災害に遭った場合に備え、避難場所や緊急連絡方法を確認しましょう。
- 薬や治療食などの備え、災害時の対応について、主治医と相談しておきましょう。

本ガイドに記載された情報は、時間とともに古くなります。ホームページなどで最新情報をご確認いただくと幸いです。

⑤障がい種別の災害に備えた具体的な準備

●視覚障がい

- 白杖 持病の薬 めがねやルーペ
 - 強力ライト(なければ懐中電灯)…弱視障がい者の方
 - 点字板やメモ用録音機
 - 時計(音声、触知式などのもの) 笛、ブザーなど(助けを呼ぶため)
 - ラジオ 携帯電話やスマートフォン(バッテリーや充電器も合わせて)
 - 支援を受ける際に配慮してほしいことを記載した「障がい者サポートカード」など
 - 障害者手帳やお薬手帳 家族写真(避難所等で、家族を探してもらうため)
- ※聴覚にも障がいがある「盲ろう者」については、聴覚障がいについても参考にしてください。

●聴覚障がい

- 補聴器や人工内耳などの電池
 - スマートフォンなど文字情報が得られる携帯端末(バッテリーや充電器も合わせて)
 - 筆談用具(ホワイトボード、メモ用紙、筆記用具など)
 - 笛、ブザーなど(助けを呼ぶため)
 - 懐中電灯(暗い場所でも手話や文字が見えるように)
 - 支援を受ける際に配慮してほしいことを記載した「障がい者サポートカード」など
 - 障害者手帳やお薬手帳
- ※視覚にも障がいがある「盲ろう者」については、視覚障がいについても参考にしてください。

●^{したい}肢体不自由

- 車椅子、杖、歩行器など 携帯電話・スマートフォン(バッテリーや充電器も合わせて) 床ずれ対策用品 障害者手帳・お薬手帳 紙おむつ・携帯トイレなど自分に合った排泄処理用具 笛、ブザーなど(助けを呼ぶため)
- 電動車椅子のバッテリーや充電器(予備も)
- 支援を受ける際に配慮してほしいことを記載した「障がい者サポートカード」など

●内部障がい

- 普段の薬・用具 お薬手帳や薬の説明書 障害者手帳、健康保険証(マイナンバーカード)、特定疾病療養受療証など 治療食、特別食
 - ノート・筆記用具、携帯電話など記録のための補助ツール 支援を受ける際に配慮してほしいことを記載した「障がい者サポートカード」など
- (腎臓に障がいのある方)**
- 透析用の薬や用具、機材の予備電源など
- (心臓に障がいのある方)**
- ペースメーカーについて対応してくれる医療機関や業者の連絡先など
- (呼吸器に障がいのある方)**
- アンビューバッグ ネブライザー 予備バッテリー 手動式吸引器
 - 酸素濃縮器 液体酸素ボンベ 携帯用酸素ボトル など
- (ぼうこう・直腸に障がいのある方)**
- ストーマ用具 ウェットティッシュ、ティッシュペーパー 剥離剤^{はくり}
 - 消臭スプレー カット用ハサミ 廃棄用ビニール袋 導尿に必要な器具(カテーテル) など

●知的障がい・自閉症・発達障がい

- いつも飲んでいる薬 障害者手帳やお薬手帳・薬の説明が書いてある紙
- いつも使っていて、あると落ち着くことができるものなど
- 耳栓やアイマスク(周囲の音や人が気になる場合)
- コミュニケーションを補助する道具(絵・写真などのカード、筆記用具など)
- 支援を受ける際に配慮してほしいことを記載した「障がい者サポートカード」など

●精神障がい

- いつも飲んでいる薬 障害者手帳、健康保険証やお薬手帳・薬の説明書など
- 支援を受ける際に配慮してほしいことを記載した「障がい者サポートカード」など

●難病

- いつも飲んでいる薬 障害者手帳、健康保険証(マイナンバーカード)、特定医療費(指定難病)受給者証やお薬手帳・薬の説明書など
- 支援を受ける際に配慮してほしいことを記載した「障がい者サポートカード」など

⑥ 渋谷区の支援

●人工呼吸器を使用している方へ

渋谷区は、人工呼吸器を使用している方を対象に、災害時の非常用電源などの購入費用の9割を助成しています。購入前に必ず相談が必要です。購入後に助成を受けることはできませんのでご注意ください。

対象: 区内在住の人工呼吸器を使用している方で、次のいずれかに該当する者

- (1) 呼吸器機能障害の程度が3級以上である者
- (2) 医師により呼吸器機能障害の程度が3級以上である者と同程度の身体障害者(児)であると認められた者で、必要と認められる者

制限: 一人につき一品目のみ

助成品目

- ・ **正弦波インバーター発電機(自家発電装置):** 上限額 ¥120,000、耐用年数 5年
- ・ **ポータブル電源(蓄電池):** 上限額 ¥80,000、耐用年数 5年
- ・ **DC/ACインバーター(カーインバーター):** 上限額 ¥40,000、耐用年数 5年

お問い合わせ: 障がい者福祉課身体福祉係 TEL: 03-3463-1937、FAX: 03-5458-4935 P.66

○「避難行動要支援者名簿」

「避難行動要支援者名簿」とは

東日本大震災後の災害対策基本法の改正により、避難支援が必要な方を登録することが義務付けられた名簿です。渋谷区では、災害時に自力で避難が困難な方を対象に、この名簿を年に1回作成しています。この名簿は自主防災組織(町会)、民生委員、消防署、警察署などの関係機関と共有され、地域の防災対策に活用されます。



2024年12月現在の情報です。

名簿の登録要件

1. 自動登録

- ・ 区が以下に該当する方を抽出して登録
- ・ 介護保険法に基づく要介護2以上の認定を受けている渋谷区在住の単身世帯の方。
- ・ 身体障害者手帳2級以上(視覚、下肢、体幹障がいに限る)をお持ちの区内在住の単身世帯の方。
- ・ 渋谷区セーフティネット見守りサポート事業に登録している方。

2. 任意登録(手上げ方式)

本人の意思で登録し、関係者に情報を提供することに同意した方。

注意事項

- ・ 年齢、性別、世帯状況、介護度、障がいの種類に関係なく登録が可能です。家族と同居していても、避難が困難な場合は任意登録の対象です。
- ・ ただし、一人で避難可能と区が判断した場合は登録できないことがあります。

避難支援における注意

- ・ 名簿への登録は、必ずしも災害時に避難支援や安否確認が行われることを保証するものではありません。支援者自身も被災する可能性があり、自分の安全が最優先になります。

申込方法

- ・ 「避難行動要支援者名簿登録申請書」に必要事項を記入し、渋谷区役所へ郵送または持参してください。

お問い合わせ: 高齢者福祉課福祉避難所対策担当主査

03-3463-1562 P.66



○個別避難計画

渋谷区では、自主防災組織(町会)、民生委員などの関係機関に名簿を配布し、避難行動要支援者の個別避難計画を作成しています。

本ガイドに記載された情報は、時間とともに古くなります。ホームページなどで最新情報をご確認いただくと幸いです。

○障がい者サポートカードを作しましょう。

支援を受ける際に配慮してほしいことを記載した障がい者サポートカードを作成しておきましょう。このカードには緊急連絡先、医療情報(かかりつけ医、アレルギー、普段服用している薬)、日常生活で配慮してほしいことなどを記載します。保護者が病気などで緊急に預かりが必要なときや、災害時における避難所などで、支援者がこのカードの内容を確認することで、ご本人の障がい特性や対応のポイントなどをいち早く知ることができます。

区内在住の障がいのある方で作成と支援を受けるための情報提供に同意する人は、申請により障がい者サポートカードを作成できるようになりました。

緊急一時保護(はあとぴあ原宿)を利用するには、障がい者サポートカードの作成が必要です。

手続き方法

- ・サービス等利用計画・障害児支援利用計画の新規作成、更新のときに、指定相談支援事業所の相談支援専門員が作成
- ・セルフプラン利用者、サービス等利用計画・障害児支援利用計画を作成していない人は、障がい者福祉課窓口で受付

お問い合わせ：障がい者福祉課経理係 03-3463-1936 P.66

○避難について

・在宅避難

自宅で避難する方法です。水害時は2階以上へ移動する垂直避難も含まれます。住み慣れた自宅での避難は、生活リズムを保てるなどの利点があります。

・分散避難

親戚宅やホテルなどに避難する「分散避難」も有効な選択肢です。

・福祉避難所(二次避難所)

高齢者や障がいのある方などの特別な配慮を要する方が利用できる避難所です。渋谷区には19カ所の福祉避難所があります。平常時は入所・通所施設として運営されており、災害時に必要に応じて開設しますが、数日かかる場合があります。自宅が損壊し生活が難しい場合は、まずは最寄りの指定避難所へ避難

してください。

注意

福祉避難所へは直接避難せず、まずは指定避難所へ向かってください。

○補助制度

・家具転倒防止金具 P.17、P.66

お問い合わせ：防災課災害対策推進係 03-3463-4475

・家具転倒防止金具などの無料取り付け P.18、P.66

障がいのある方がいる世帯や高齢者のみの世帯を対象に、家具転倒防止金具の取り付け、食器棚や本棚などにガラス飛散防止フィルムの貼り付け、家具の移動を無料で行っています。

お問い合わせ：防災課災害対策推進係 03-3463-4475



『渋谷区避難行動要支援者ハンドブック』

2024年4月に発行された『渋谷区避難行動要支援者ハンドブック』は、要配慮者世帯を対象に、在宅避難対策の推進や備蓄の重要性などがわかりやすく解説されています。

渋谷区役所5階の高齢者福祉課やお近くの地域包括支援センターで入手できます。お問い合わせ：福祉部高齢者福祉課福祉避難所対策担当主査 03-3463-1562

P.66



④お子さんへの対応

①子どもの防災対策：大切な備えと行動ルール

もし大きな地震が起きたとき、お子さんが一人だったらどうしますか？お子さんが安全に行動できるよう、ゲーム感覚で事前に一緒に行動してみたいかがありますか？

お子さんに伝えたいポイントを子育て中の親御さんとアイデアを出し合いました。

○外で地震に遭ったら

- ・自動販売機やブロック塀に近づかない！：倒れてくる危険があるため、避けましょう。
- ・看板やガラスの落下に注意する：頭を守るようにしましょう。
- ・古いビルや木造家屋の近くは避ける！：倒壊の可能性があるため、安全な場所へ移動しましょう。

戸「安全な場所探し」ゲーム戸

通学路探検

親子で通学路を歩きながら、「ここは危ない場所かな?」「ここなら安全だね」と話し合います。
ゲーム感覚で、例えば「5つの安全ポイントを探そう!」などのミッションを作って通学路を確認します。

○地震が来たときに身を守る行動

- ・「ダンゴムシ」のポーズで頭を守る
体を小さく丸め、両手で頭を守りましょう。
- ・机の下に移動「サル」のポーズで身を守る
机の端をしっかりとつかみ、安全を確保しましょう。



戸「揺れた!どうする?」ゲーム戸

- ・家族で地震が起きたと仮定し、家の中で「地震が来た!」と声をかけます。
- ・子どもに「机の下に隠れる」「サルのポーズをする」など、事前に教えた行動

を実際にやってもらいます。

○一人でお留守番のときに備える

安全な場所を確認しておく

家族と一緒に「どこが安全か」を考え、地震の際にどこに避難すればよいかを話し合っておきましょう。

戸家の中の安全地帯クイズ戸

- ・子どもに「家の中で一番安全な場所はどこ?」とクイズ形式で問いかけます。
- ・実際にその場所に行って、「どうして安全なのか」を説明することで理解を深めます。

戸「避難ルート探し」チャレンジ戸

- ・家の中で地震が起きた場合、どのルートが安全に外に出られるかを子どもと一緒に考えます。
- ・「ここは通れない」「ここは安全」といったポイントを確認しながら進み、家族全員で「避難完了!」を目指します。

○エレベーターに乗っているとき

- ・すべての階のボタンを押す
地震を感じたら、近い階で降りましょう。
- ・閉じ込められたら非常用ボタンを押し続ける。
周囲に知らせ、助けを求めましょう。



○普段からできる備え

・整理整頓

机の上には物を置かず、落下物のリスクを減らしましょう。

- ・家具選び(背の低い家具を選ぶなど)と配置
- ・ベッドのそばにスリッパやビニール袋に入れた靴を置く:夜中の地震にも対応できるようにしておきましょう。

戸「防災グッズ探し」ゲーム戸

- ・必要なアイテム(懐中電灯、水、非常食など)をリスト化し、お子さんと一緒に家の中を探します。
- ・見つけたアイテムを持ち出し袋に入れながら、「これは何のために使うのかな?」と質問して学びにつなげます。

ゲームの途中で褒める場面をたくさんつくり、「防災は怖いものではなく、自分を守る大切なこと」と感じてもらえるよう「次はどうする?」と子どもが自主的に考えられるよう、自由に意見を出せる場をつくり、親子で防災意識を高めておきましょう。

②渋谷区の取り組み

保育園にいるときの地震発生時の連絡手段

「しゅや保育メール」は、災害時に保護者に緊急情報を配信するためのメールサービスです。携帯電話やパソコンにメールが送られ、震度5弱以上の地震が発生した際には、気象庁の地震情報と連動して安否確認(引き取りに関する情報)を自動で配信します。

- ・対象:区立・私立保育園、幼保園、認定こども園、区立保育室、認証保育所に通う園児の保護者が対象です。利用には登録が必要です。事前に登録を済ませておきましょう。

学校にいるときに災害が発生した場合の連絡手段

「渋谷区教育委員会メール」

渋谷区では、区立小中学校で情報発信ツール「Home & School」を活用し、保護者にさまざまな情報を日常的に提供しています。災害時にはここから、

区や教育委員会から安否確認を含む重要な連絡が配信されます。

- ・「渋谷区教育委員会メール」:携帯電話、スマートフォン、パソコンに緊急メールを配信するサービスです。震度5弱以上の地震が発生した際には、安否確認のメールが自動で送られます。
- ・登録方法:区立学校に在籍するお子さんがいる場合は、登録をお願いしています。未登録の方は学校へ直接お問い合わせの上、ぜひ登録を行ってください。

⑤ペット防災のススメ

災害が起これば、ペットも私たちと同じように被災します。避難所での生活は人間だけでなく、ペットにとっても大きなストレスとなります。大切なペットと在宅避難ができるように日頃からの備えが必要です。

大切な家族であるペットの命を守るために、災害に備えて日頃から準備しておきましょう。

①ペットのための防災用品を用意する

ペットが安心して過ごせるよう、必要なものを日常から準備しておきましょう。

防災用品の例

- ・ペットフードと水(最低5日分)
- ・ケージやキャリーバッグ
- ・首輪とリード(予備も用意)
- ・常備薬や療法食
- ・トイレ用品(ペットシート、猫砂、消臭剤など)
- ・食器(フード用・水用)
- ・ペットの写真(迷子になった時に必要です)
- ・ペットの情報を記録したノート(体調や持病、接種歴など)

ポイント:特にペットの命に関わるもの(薬や療法食)は、優先的に備えておきましょう。

②身元を表示する

災害時の混乱でペットが迷子になる可能性があります。すぐに見つけてもらえるよう、ペットの身元がわかる対策をしましょう。

- ・犬鑑札や狂犬病予防注射済票を装着
- ・迷子札に連絡先を記載
- ・マイクロ

チップを装着(動物病院で相談できます。わが家のワンコもマイクロチップを装着しました)。

③日頃からしつけを心がける

突然の災害にパニックになり いつもと違う行動をとる可能性があります。緊急時にもスムーズに避難できるよう、日頃からペットがケージやキャリーバッグに慣れるようにしましょう。また、ほえ方は避難所生活のトラブルにもつながります。避難所で他の人やペットとトラブルにならないための基本的なしつけも大切です。

④健康管理をしておく

災害時には、避難所で他のペットや人と接触することがあります。

日頃から予防接種や清潔な生活環境を心がけましょう。

- ・ワクチン接種や狂犬病予防注射を忘れずに
- ・ダニやノミの駆除を定期的
- に実施
- ・体や環境を清潔に保つ

渋谷区の避難所は同行避難

災害時には、ペットと一緒に避難所まで避難する「同行避難」を基本としています。避難所では、アレルギーの方や動物が苦手な方への配慮が必要となります。そのため、渋谷区の避難所では原則としてペットは校庭などの屋外に設置したケージとなります。このケージは、飼い主が持参するか、区が用意したものを使用します。ケージに入らない犬については、雨にぬれない場所でリードにつながり飼育します。

また、避難所の状況によっては、建物の中にペットの飼育スペースを設けることもあります。これについては、それぞれの避難所の計画に基づいて対応します。

ペットは避難所内の専用スペースでの管理となり、人と同じスペースで生活する避難とは異なります。同行避難できるペットは、犬や猫、小鳥などの小動物です。

所属する会派「シブヤを笑顔にする会」では「同伴避難」を提案し続けていま

2024年12月現在の情報です。

すが、現在は「同行避難」となっています。

在宅避難が可能な場合:他のペットとの共同生活は感染症やストレスの要因になるため、自宅に被害が少なく、ペットと安全に過ごせるなら、在宅避難を基本としてください。

ペットのための非常用持ち出し袋の中身

避難の際、ペット用の非常用持ち出し袋を用意しておきましょう。

水、いつものペットフード、食器、使い慣れたトイレ砂、ペットシート、新聞紙やビニール袋(簡易トイレ用)、予備のリードと首輪、毛が抜けたときのガムテープ、おもちゃ、ケージなど。

また、停電や暑さ、寒さへの備えも考えておきましょう。

渋谷区の取り組み

渋谷区では、ペットと一緒に参加できる防災イベント「渋谷防災キャラバン」(P.64)を開催しています。ペット防災ブースでは、実際にペットを連れて避難訓練に参加できたり、防災用品の展示やペットの防災対策の大切さをパネルや話を聞いて学ぶことができます。

ぜひ、ワンちゃんや猫ちゃんと一緒に体験してみてください!



本ガイドに記載された情報は、時間とともに古くなります。ホームページなどで最新情報をご確認いただけると幸いです。

⑥ 職場や通勤途中、マンションでの防災対策

① 帰宅困難者にならないための備え

災害時に帰宅困難者にならないよう、職場に以下のような準備をしておきましょう。

- ・スニーカーを常備しておく（ヒールでは避難が困難）。
- ・防寒用に、使わなくなったダウンや日常着をロッカーに置いておく。
- ・子どもの預け先や家族と、もしもの時のお迎えや対応を事前に話し合う。

② 通勤途中や外出先での備え

災害は通勤途中や外出先で起こる可能性もあります。携帯できる防災グッズを用意しておきましょう。

モバイルバッテリー（充電器）、マスク、防災用ホイッスル、ポケットライト、現金、常備薬、チョコレート（エネルギー補給）、携帯トイレ、除菌シート、ばんそうこう など

③ 職場で被災した場合の注意点

災害時、オフィスや職場付近では看板やガラスの落下物に注意が必要です。また、車道付近は車両の暴走にも気をつけましょう。以下のような行動を心がけてください。

- ・駐車場や広場など安全な場所へ避難。
- ・安全な場所が見つからない場合は新しいビルの中に避難。

災害直後は帰宅困難者が多く発生し、交通機関も混乱します。無理に帰宅しようとせず、職場やオフィスで宿泊する準備を考慮しておくことが重要です。

④ マンション防災の基本対策

マンションでは各住戸がどのようなことに備えればよいかまとめました。地震発生時、建物の形式にかかわらず、家具やテレビ、冷蔵庫、電子レンジなど大型家電が転倒・落下・移動することで、被害の恐れがあります。震度6クラ

スの揺れが観測された地域では、集合住宅における約8割の家庭で家具が散乱し、けがの原因の約6割を占めたとのデータがあります。特に高層階では揺れが増幅しやすく、低層階や戸建て住宅よりも被害が大きくなる傾向があります。

・家具・家電の転倒・落下防止策

家具等の転倒・落下防止策として、家具に固定金具や突っ張り棒を使用する、観音開きの扉にはフックを取り付ける、飛散防止用フィルムを窓ガラスに貼るなど、これらは渋谷区の家具転倒防止金具の補助制度で購入可能です（P.17）。カーテンやブラインドを利用することで、ガラスの飛散対策になります。枕元にスニーカーやスリッパを用意することも、万が一の際に役立ちます。

・トイレと水の備え

地震発災後には断水が発生し、排水管の破損でトイレの使用が制限される可能性があります。非常用簡易トイレを備蓄しておくことが重要です。

・エレベーター停止への備え

地震発災後は停電や安全確認のため、エレベーターが利用できなくなる可能性があります。階段移動となるため、家庭内で食料や水、生活必需品を十分に備蓄しておく必要があります。

・在宅避難を行う際、日用品の便利な活用術

- 段ボール（ガラスが割れた窓をふさぐ、床に敷いて休む など）
- 新聞紙（ガラス片を包む、防寒対策、燃料 など）
- ガムテープ（段ボールを接合する、ビニールシートを固定する など）
- ラップ（汚れた食器を包む、物の固定、止血 など）

・地域コミュニティの重要性

防災には地域での協力が欠かせません。マンション内で顔見知りの間柄を増やし、日頃から地域間の交流を深め、災害時に助け合える関係を築くことも大切です。

・マンション備蓄

渋谷区では6階以上で5戸以上の住戸があるマンションにおいては備蓄をすることが条例で定められています。

・「渋谷区マンション防災マニュアル」

渋谷区役所8階防災課窓口で配布しています。PDFで見ることができます。



⑦渋谷区の災害時における医療体制

大地震が起きたとき、渋谷区では震度5強以上の揺れを感じた場合に、必要に応じて緊急医療救護所を開設します。これらの救護所では、渋谷区の医師会、歯科医師会、薬剤師会が協力して、発災からおおよそ3日間、トリアージと軽症者の治療を行います。

トリアージとは?

災害が起きると、負傷者が多く発生することがあります。そんなとき、1人でも多くの人に最適な治療を届けるために、「トリアージ」という方法が使われます。これは、けがの重さや緊急性に応じて治療や搬送の順番を決める作業のことです。

トリアージの判定分類例

1. 最優先治療群

命に関わるけがや症状がある人で、すぐに治療が必要な状態です。

2. 待機的治疗群

多少治療が遅れても、命に直接の危険がない人です。

3. 保留群

比較的軽いけがや症状の人で、専門的な治療を急ぐ必要はありません。

4. 無呼吸群

気道を確保しても呼吸がない人で、残念ながら治療が行えない場合です。

渋谷区内の緊急医療救護所

いざという時に役立つ、渋谷区内の緊急医療救護所の一覧です。

- ・区民健康センター桜丘：桜丘町23-21
- ・日本赤十字社医療センター：広尾4-1-22
- ・内藤病院：初台1-35-10
- ・クロス病院：幡ヶ谷2-18-20
- ・JR東京総合病院：代々木2-1-3

- ・伊藤病院：神宮前4-3-6
- ・セントラル病院：松濤2-18-1
- ・初台リハビリテーション病院：本町3-53-3
- ・代々木病院：千駄ヶ谷1-30-7
- ・総合ケアコミュニティ・せせらぎ：西原1-40-10
- ・杜の風・上原：上原2-2-17
- ・ひがし健康プラザ：東3-14-13



⑧渋谷区が支える家の安全：耐震診断と改修工事助成制度

「あなたの家は地震に耐えられるでしょうか？」

1981(昭和56)年以前に建てられた建物は、地震に弱い可能性があり、また、1981年から2000年までに建てられた「グレーゾーン住宅」は、耐震性能が十分でない場合があります。渋谷区では耐震診断や耐震改修工事の費用を助成する制度がありますので、ぜひご相談ください。

①耐震診断・改修の助成内容

・無料の耐震診断コンサルタント派遣

渋谷区役所に申請すると、専門のコンサルタント(一級建築士)が自宅を訪れて耐震診断を行います。診断は、事前に申し込みが必要ですので、突然訪問することはありません。

・耐震改修工事の助成

診断の結果、倒壊の危険があるとされた場合は、改修工事費用の一部を助成してもらえます。

・通常の助成：工事費の1/2(上限100万円)

・65歳以上の方が住んでいる住宅の場合：工事費の2/3(上限150万円)

・建物除却工事の助成

- 改修が難しく、建物を取り壊す場合にも助成があります。
- ・工事費の1/2 (上限100万円)

②対象となる建物

- ・対象住宅：一戸建て、長屋、共同住宅など個人所有の木造住宅
- ・建築年数
 - 旧耐震：1981年5月31日以前に建てられた建物
 - 新耐震：1981年6月1日から2000年5月31日までに建てられた平屋
または2階建ての木造住宅 (※ 建物除却工事の助成は対象外)

③耐震診断から改修までの流れ

1. 申し込み：渋谷区役所に耐震診断を希望する旨を申し込みます。
2. 耐震診断：無料で診断が行われ、結果が報告されます。倒壊の恐れがある場合は、耐震改修工事の助成を受けられます。
3. 工事と申請：改修工事には半年以上かかることもあります。助成の申請は毎年4月から12月末まで受け付けています。



④分譲マンションの耐震化支援制度

- 分譲マンションの耐震診断や改修工事の助成も行っています。
- ・対象：1981年5月31日以前に建てられた分譲マンション。居住用の面積が建物全体の半分以上あること等が条件です。
 - ・助成内容
 - 耐震診断費：費用の2/3 (上限300万円)
 - 補強設計費：費用の2/3 (上限300万円)
 - 耐震改修・除却工事費：費用の2/3 (上限2,000万円)



【詳細とお問い合わせ】

この制度についてさらに詳しく知りたい方は、渋谷区役所12階の都市整備部 木密・耐震整備課整備促進係 03-3463-2647までお問い合わせください。P.66

⑨渋谷区の災害支援ネットワーク：
安心を支える防災協定

渋谷区では、災害に備えて日頃から他の自治体や企業、団体と「防災協定」を結んでいます。この協定は、平常時の防災対策だけでなく、災害時の緊急対応を支える大切な仕組みです。

2024年9月3日時点の協定内容は以下の通りです。

1. 職員の協力に関する協定

「公益社団法人渋谷区シルバー人材センター」「渋谷区社会福祉協議会」「渋谷区社会福祉事業団」「株式会社渋谷サービス公社」など

2. 他の自治体との協定

渋谷区は「災害時相互応援協定」を、以下の自治体と結んでおり、災害時にお互いに支援できる体制を整えています。

- ・東京都の城南5区 (品川区、目黒区、大田区、世田谷区)
- ・鹿児島市、大館市、羽村市、飯田市、河津町、佐世保市、石巻市、東京都など

また、2024年10月には、宇都宮市、甲府市、茅野市、11月には郡山市とも新たに協定を締結しました。

災害時相互応援協定の内容

災害が発生して被災自治体が自力で対応するのが難しい場合、協定を結んでいる自治体が物資や資機材を提供したり、職員を派遣したり、一時的な収容施設を提供したりします。この協力体制のおかげで、被災地の対応がスムーズに進むことが期待されます。

事例

東日本大震災の時には、飯田市などから水の提供を受け、乳児や妊産婦の方に配ることができ、「本当に助かりました」という多くの感謝の声をいただきました。

その他の協定

渋谷区では、さらにさまざまな防災協定を結び、災害への備えを強化しています。

- ・ 情報伝達や輸送車両に関する協定
- ・ 医療・救護、遺体の対応に関する協定
- ・ 帰宅困難者への支援や食料・飲料の提供に関する協定
- ・ 要配慮者向けの二次避難所の開設・運営に関する協定 など

渋谷区が結んでいる防災協定は、全部で19項目に及び、多くの企業や団体が協力してくださっています。ありがたいことです。

お問い合わせ：防災課災害対策推進係 03-3463-4475



マリの一言!

この渋谷区ガイドの中でご紹介している防災関係の資料はお近くの出張所で配布されています! P.66



2024年12月現在の情報です。

03 おうちで避難所訓練をやってみました!

いざというときに在宅避難が可能かどうか、以前、友人たちと「おうちで避難所訓練」をやってみました。

大地震で電気もガスも使えないことを想定し、24時間自宅で過ごす訓練です。家族構成や生活スタイルによって、さまざまな課題が見えてきました。

まずはやってみる!

やってみると、思っていた以上に課題や改善点が見つかります。家族で防災について話し合うきっかけにもなりますので、ぜひ一度やってみることをおすすめします。

5組の家族と一斉に「おうちで避難所訓練」を行った直後に、オンラインで情報共有をした結果、見えてきたこと、便利だったことを共有させてください。

トイレ問題を解決しよう!

災害時に一番困るのがトイレ。排水管が壊れると、いつものようにトイレを流すと汚水が逆流してしまうこともあります。

トイレ問題が最優先!

非常用簡易トイレを初めて使ったときは、説明書を読みながらおっかなびっくりでした。何回か使ってみると慣れてきて、夜、懐中電灯だけでも使えるようになりました。

非常用簡易トイレは、水を使わずに安全に排泄物を処理できます。

本ガイドに記載された情報は、時間とともに古くなります。ホームページなどで最新情報をご確認いただくと幸いです。

使い方にはちょっとしたコツがあります!

1. 便器にごみ袋を「下地袋」としてかぶせ、養生テープで固定します。
2. 上から非常用簡易トイレ用の排泄袋をセット。
3. 排泄後、凝固剤で固め、排泄袋だけ取り出して縛る。
4. 二重の袋に入れ、他のごみと分けておきます。収集時期・方法は状況に応じて渋谷区からお知らせがあります。



マリの一言!

10月のとある日、私がトイレに行った回数は一日で7回でした。非常用簡易トイレをその回数×人数分×日数でご家族分揃えておくというのが目安になりますね。

マリの「おうちで避難所訓練」で役立つもの

①トイレ対策で役立つもの

- ・大きめのごみ袋
- ・養生テープ
- ・凝固剤入りの非常用簡易トイレ
- ・コーヒーの粉 (再利用して消臭剤の代わりに)
- ・使い捨てのビニール手袋
- ・新聞紙
- ・ペットシート・ごみ袋・両面テープ (これで簡易トイレの代用が可能)
- ・懐中電灯 (ヘッドライトがあればさらに便利! 夜間のトイレ利用時に役立ちました)



②食事の際に役立つもの

- ・レトルト食品や缶詰を温めるためのカセットコンロ (特に重宝しました)
- ・缶詰を温める際にカセットコンロにのせた網 (効率的で便利)
- ・素麺 (短時間でゆでられるため便利)



2024年12月現在の情報です。

- ・果物や野菜ジュース、フリーズドライのスープやおみそ汁 (便秘対策に)

③その他役に立ったもの

- ・ラジオ付き多機能ハンディー蛍光灯ランタン
- ・ラップ (食器の汚れ防止などに)
- ・除菌用ウェットシート
- ・保温機能付きボトル (水分補給に便利)
- ・モバイル機器用充電器
- ・ロウソク用ランタン



④水の消費や寒さ対策

水については顔を洗ったり、歯を磨いたり、コンタクトレンズにと意外と細かいことで使う水の量が多く、事前に準備していた以上に必要でした。寒さ対策には使い切りカイロが大活躍しました。

⑤子どものための備え

家電が使えない時間を過ごすためのひと工夫

- ・絵本や家族でできるオセロやトランプなどアナログな遊び道具は必須。
- ・普段食べ慣れているお菓子 (食事がいつもと変わるので、おやつはいつもと同じものを食べると落ち着くようです)。
- ・特別なニーズがあるお子さん: ワンタッチテントなどで落ち着ける空間を用意。
- ・抱っこひもは必需品! エレベーターが止まるとベビーカーでのお出かけは難しい!

⑥現金の準備を忘れずに

停電するとクレジットカードや電子マネーが使えなくなる可能性があります。千円札や10円玉など、小銭も含めて2万円程度を備えておくといわれています。

本ガイドに記載された情報は、時間とともに古くなります。ホームページなどで最新情報をご確認いただくと幸いです。

⑦特別なニーズへの対応

- ・妊産婦さん：入院グッズやおくるみ、母乳以外の授乳セットを準備。
- ・アレルギーがあるお子さん：グルテンフリーやアレルギー対応の非常食は試してから備蓄。
- ・高齢者：めがねや常備薬、お薬手帳、入れ歯洗浄剤などを多めにストック P.16

⑧防災用具を100円ショップで探してみる

在宅避難訓練前と後で100円ショップで防災に役立つグッズを探しました。いろいろ想定しながら購入し、この段階からちょっとした防災訓練になりました。

⑨在宅避難を可能にするための最大のポイント

在宅避難を可能にするためには、家の中の整理整頓、家具の転倒防止、窓ガラスの飛散対策が重要です!

- ・家具の転倒防止や窓ガラス対策には、渋谷区の1万円助成制度を活用しましょう。P.17、P.66
- ・食器棚用の滑り止めシートで、中の物が飛び出すのを防いだり、テレビの落下防止も効果的です! P.17、P.66



2024年12月現在の情報です。

04 豪雨・台風対策— 大雨の備え： 水の脅威から 守る方法



・水害に備えるためのポイントと対策

①2024年の豪雨被害の実例

7月から8月にかけて発生した台風やゲリラ豪雨により、渋谷区内で床下・床上浸水や小田急線山谷架道橋下(アンダーパス)における車の水没があり、道路冠水が計16カ所、浸水被害は計59カ所でした。これを受け、道路排水の改善として雨水ますの清掃や雨水ますの増設等の補修といった対応が進められています。

②洪水ハザードマップとは

区内の「神田川流域」「渋谷川流域」について、東京都の公表資料に基づいた洪水ハザードマップです。

当該流域の河道整備状況および洪水調整施設等を勘察した上で作成されています。

現在住んでいるご自宅周辺の浸水リスクを確認できます。P.46・47

渋谷区内の洪水ハザードマップ・浸水実績図とは

渋谷区地図情報システムから確認でき、過去に実際起きた床上・床下浸水などのあった宅地浸水の記録が示されています。街区単位での洪水状況のシミュレーションとともに確認できる地図です。浸水実績はその年に浸水が発生した場合、翌年に更新されます。

渋谷区地図情報システム

地図情報システムは渋谷区役所11階・エレベーター前の端末でも確認ができ

本ガイドに記載された情報は、時間とともに古くなります。ホームページなどで最新情報をご確認いただくと幸いです。

ます。ご利用の際は、区職員にお尋ねいただければ操作をお手伝いいたします。

過去に浸水があった場所は、大雨時に床上・床下浸水が起こりやすいエリアです。特に、坂の近くや、以前川が流れていたエリアなどにお住まいの方、地下室がある方、また家を建てる予定の方、ぜひご確認ください。

お問い合わせ：土木部企画管理課管理係 03-3463-2773

渋谷区ハザードマップはP.46へ



③浸水対策と事前準備

・土のうの活用

土のうは、希望する方には区が無料で配布をします。詳しくは道路課道路維持係 (TEL: 03-3463-2794) へお問い合わせください。ただし、土のうはお届けしますが、引き取りはいたしません。渋谷区で配布している土のうの袋が劣化した場合、袋の再配布の依頼も可能です。劣化した土のうにかぶせてご使用ください。P.66



・簡易的な水のうや

ご自宅にあるものを活用した水防

ビニール袋を2重にして段ボールやブルーシートで補強して作れます。ご家庭にあるプランターやポリタンクをレジャーシートなどに包むと土のうの代わりになります。

渋谷防災キャラバン (P.64) でも土のうの活用を学ぶことができます。

④自主避難施設と安全な場所の確認

・**自主避難施設**：渋谷区では、台風や豪雨の際に地域住民が避難できる場所を指定しています。開設状況は災害時自動電話情報サービス「しらせる君」(事前登録が必要) や「渋谷区防災ポータル」(P.63) などで確認ができます。

お問い合わせ：防災課災害対策推進係 03-3463-4475

⑤被災後の対策と対応

・**被災証明書**：水害や地震などの自然災害によってご自宅や家財が被災したことを証明する証明書です。主に保険会社への請求などに必要となる場合があります。片付けを始める前に、被害状況をスマートフォンなどで撮影し、『被災証明願』に添付して渋谷区役所防災課宛にメールまたは窓口に提出してください。その後、被災証明書が発行されます。被害状況を調査(住家被害認定調査)したうえで被害の程度を証明する『り災証明書』とは異なります。また、見舞金(火災、風水害による床上浸水や冠水など)についても、防災課が窓口となります。

お問い合わせ：防災課災害対策推進係 03-3463-4475 P.66

・**り災証明書(火災時)**：火災による被害を証明する『り災証明書』の発行は、渋谷消防署へ申請してください。

お問い合わせ：渋谷消防署予防課 03-3464-0119 P.66

・**ごみの処理**：渋谷区清掃事務所にご相談ください。

お問い合わせ：渋谷区清掃事務所 03-5467-4300 P.66

・倒木対応

区道に倒木が発生した場合、土木部に連絡をして撤去依頼を行いましょう。

お問い合わせ：道路課道路維持係 03-3463-2794 P.66

⑥個人でできる豪雨・台風対策

・風に飛ばされやすいものの対策

植木鉢や庭やバルコニーの軽い家具など、風で飛ばされそうなものは、事前に家の中にしまっておきましょう。

・側溝の清掃

お住まいの周りに排水溝や雨どいがある場合は、普段から掃除をしておく、雨水がスムーズに流れて安心です。

渋谷区の取り組みと今後の計画

渋谷区では、豪雨・洪水対策に取り組み、道路排水の改善として雨水ますの清掃や雨水ますの増設等の補修を進めています。

渋谷区洪水ハザードマップ (浸水予想区域図)

避難の仕方について

浸水予想区域にお住まいの方は、危険を感じたら早期の避難をしましょう。

- ・垂直避難・・・建物の2階以上への避難
- ・立退き避難(分散避難)・・・浸水予想区域外の親族や知人宅等への避難
- ・避難所・自主避難施設への避難・・・「垂直避難」や「立退き避難(分散避難)」ができないときの避難

浸水深メッシュについて

- ・浸水の深さを示すひとつの四角(メッシュ)の大きさは約10M四方です。約10M四方ですので、おおよそのシミュレーション結果としてみてください。
- ・浸水の深さを計算するときは、10Mメッシュ内の最大の水深となる地点データを示しています。よって同時刻での状況を示したものではありません。

渋谷区地図情報システム

(<https://www2.wagmap.jp/shibuya>)
渋谷区洪水ハザードマップの拡大図や、過去の浸水実績をインターネット上でご覧いただけます。住所検索も可能ですので、ご活用ください。



自主避難施設について

自主避難施設は、台風や長時間降り続く雨の影響等で洪水や土砂災害等の発生が懸念される場合、事前の避難を希望する人を対象に一時的に開設する施設です。

渋谷区洪水ハザードマップについて

このたび渋谷区では、区内の「神田川流域」「渋谷川流域」について、東京都の公表資料に基づいた洪水ハザードマップを作成いたしました。

この地図は水防法で定められた想定最大規模降雨を対象とし、当該流域の河道整備状況および洪水調整施設等を勘案した上での洪水状況のシミュレーションを参考に、区民のみなさんの避難に役立つよう作成したものです。

洪水の予想される区域および程度は、雨の降り方や、河川・下水道の整備状況によって変化することもありますので、常にこの地図のような浸水があるというものではありませんが、十分注意が必要です。

大雨の際には、区から避難指示がでる場合もありますので、各種情報に十分注意をばらしましょう。

※浸水予想区域内にある避難所について、水害発生時には開設しない場合があります。

※昨今の水害発生状況を考慮し、自主避難施設を新たに追加指定いたしました。

※この地図は、東京都より公表された以下の資料に基づき作成しています。

対象とした図面)「神田川流域浸水予想区域図(改定)」(平成30年3月30日作成)

「城南地区河川流域浸水予想区域図(改定)」(平成30年12月20日作成)

対象とした降雨)想定最大規模降雨(時間最大雨量153mm 総雨量690mm)



凡例	
避難所	●
自主避難施設	★
区役所	◎
出張所	○
土木事務所等	⊗
警察署	⊠
消防署	⊡
行政界	—
地区区域界	---
浸水の深さ	
0.1~0.5m	薄緑
0.5~1.0m	黄緑
1.0~3.0m	黄
3.0~5.0m	橙
5.0~10.0m	赤

土砂災害警戒区域について
長時間降り続く雨により、急傾斜地の崩壊が起こる恐れのある区域。渋谷区では11カ所指定されています。詳しくは、「渋谷区土砂災害ハザードマップ」をご覧ください。

避難所		
NO	施設名称	住所
1	加計塚小学校	恵比寿 4-21-10
2	臨川小学校	広尾 1-9-17
3	猿楽小学校	猿楽町 12-35
4	※狹山中学校	恵比寿 9-1
5	松戸小学校	恵比寿西 1-23-1
6	施工会館・消費者センター	渋谷 1-12-5
7	常盤松小学校	東 1-7-10
8	広尾小学校	東 3-3-3
9	広尾中学校	東 4-13-25
10	文化総合センター大和田	桜丘町 23-21
11	神南小学校	宇田川町 5-1
12	松涛中学校	松涛 1-20-4
13	※富谷小学校	上原 1-46-4
14	上原小学校	上原 3-13-20
15	※上原中学校	上原 3-41-2
16	※渋谷区スポーツセンター	西原 1-40-18
17	代々木中学校	西原 1-46-1
18	西原小学校	西原 2-22-1
19	代々木山谷小学校	代々木 3-47-1
20	幡代小学校	初台 1-32-12
21	渋谷本町学園	本町 4-3-1
22	※渋谷本町学園第二グラウンド体育館	本町 4-39-1
23	※つばめの里・本町東	本町 3-46-1
24	※中幡小学校	幡ヶ谷 3-49-1
25	笹塚小学校	笹塚 2-8-1
26	笹塚中学校	笹塚 3-10-1
27	千駄谷小学校	千駄ヶ谷 2-4-1
28	鳩山小学校	千駄ヶ谷 5-9-1
29	※地域交流センター代々木の杜	代々木 2-35-1
30	原宿外苑中学校	神宮前 1-24-6
31	ケアコミュニティ・原宿の丘	神宮前 3-12-8
32	神宮前小学校	神宮前 4-20-12
33	児童青少年センターフランス本町	本町 6-6-2

注:※は浸水予想区域内の避難所となっており、危険と判断した際は開設しない場合があります。

自主避難施設		
NO	施設名称	住所
1	YCC代々木八幡コミュニティセンター	代々木 5-1-15
2	地域交流センター恵比寿	恵比寿西 2-8-1
3	ひがし健康プラザ	東 3-14-13
4	恵比寿社会教育館	恵比寿 2-27-18
5	幡ヶ谷社会教育館	幡ヶ谷 2-50-2
6	はつらつセンター幡ヶ谷	幡ヶ谷 2-19-14
7	地域交流センター笹塚	笹塚 1-27-1
8	地域交流センター上原	上原 1-18-6
9	地域交流センター西原	西原 2-26-7
10	笹塚区民会館	笹塚 3-1-9
11	幡ヶ谷区民会館	幡ヶ谷 3-4-1
12	笹塚駅前区民施設	笹塚 1-47-1
13	地域交流センター神宮前	神宮前 6-10-14

注:台風や豪雨の規模に応じて、必要な避難所、自主避難施設を開設します。

出張所・土木事務所		
機関名	住所	
新橋出張所	恵比寿 1-27-10	
恵比寿駅前出張所	恵比寿 4-2-6	
上原出張所(地域交流センター上原併設)	上原 1-18-6	
西原出張所	西原 2-28-9	
初台出張所	初台 1-33-10	
本町出張所	本町 4-9-7	
笹塚出張所(笹塚区民会館併設)	笹塚 3-1-9	
千駄ヶ谷出張所	千駄ヶ谷 4-25-14	
神宮前出張所(地域交流センター神宮前併設)	神宮前 6-10-14	
神宮前土木事務所	神宮前 6-21-11	
幡ヶ谷土木事務所	幡ヶ谷 3-32-4	

防災関係機関連絡先		
機関名	電話番号	
渋谷区役所	03-3463-1211	
渋谷警察署	03-3498-0110	
原宿警察署	03-3408-0110	
代々木警察署	03-3375-0110	
渋谷消防署	03-3464-0119	
恵比寿出張所	03-3440-0119	
松涛出張所	03-3469-0119	
代々木出張所	03-3378-0119	
幡ヶ谷出張所	03-3465-0119	
原宿出張所	03-3375-0119	

※土のう配布のご要望は、区役所へご連絡ください。

この地図の作成に当たっては、「測量法に基づく国土地理院長承認(使用)R3JHs 27」を得て、同院発行の数値地図(国土基本情報)電子国土基本図(地図情報)を使用したものである。 渋谷区土木部企画管理課管理係(本庁11階) TEL 03-3463-2773

2024年12月現在の情報です。 本ガイドに記載された情報は、時間とともに古くなります。ホームページなどで最新情報をご確認いただくと幸いです。

05 火災対策— 身近な火災対策を チェックしよう!

東京消防庁のHPによると、2024年12月16日現在、渋谷区内の累計火災件数は183件、また、火災により、お一人の方が命を落としました。心からご冥福をお祈りいたします。



火災の主要な原因はたばこや放火、ガスコンロのほか、リチウムイオン電池搭載の製品やコンセントなども出火の原因となっています。

①小型充電式電池(二次電池)による火災

特にモバイルバッテリーやスマートフォン、掃除機のバッテリーが火元となるケースがあります。バッテリーが膨らんだり、激しい熱をもったときは発火・爆発につながる危険性があります。外出前や寝る前には充電を外すなど注意が必要です。また、二次電池の非純正製品が火災の原因のひとつでもあります。必ず純正を使用しましょう。

また、特にリチウムイオン電池の処分には注意が必要です。リチウムイオン電池は圧縮や破壊により発火の危険があります。

リチウムイオン電池の不適切な処分により、中央防波堤の粗大ごみ破碎処理施設で粗大ごみの中にあった掃除機のバッテリーやモバイルバッテリーが圧縮された際、発火するということが続いています。中には大きな火災となり、3カ月以上施設が使用できなくなったこともありました。プラスチックリサイクル施設でもリチウムイオン電池が原因による発火で機械停止を余儀なくされていま

2024年12月現在の情報です。

す。渋谷区内を走るごみ収集中の車両火災も発生しています。ごみとして出されたバッテリーなどが清掃車の中で圧縮されたことが原因で発火してしまうのです。私も清掃車の出火を自転車移動中に見かけたことがあります。

万が一出火をすれば清掃作業員のみなさんの命に関わることにもなります。大きな火災に発展すればごみの行き場はなくなります。このような事故を防ぐために、使用済みの小型家電やバッテリーを気軽にゴミとして捨てるのではなく、適切な方法で廃棄することが重要です。

廃棄方法については以下を参考にしてください。

①渋谷区では家庭で不要になった小型家電を回収しており、専用のボックスを各施設に設置しています。ボックスの投入口サイズは13cm×28cmで、取り外し可能な電池類は、必ず取り外してください。

渋谷区の小型家電回収ボックス設置施設はP.68をご確認ください。宅配便による回収も行っています。詳細は渋谷区HPでご確認ください。



小型家電
回収について

②リチウムイオン電池のような小型充電式電池(二次電池)の処分は買ったお店か、回収協力店に相談しましょう。

渋谷区内にはいくつかの小型充電式電池(二次電池)の回収協力店があります。持ち込みが可能な商品はニカド電池(Ni-Cd)、ニッケル水素電池(Ni-MH)、リチウムイオン電池(Li-ion)のマークがついている、純正品となります。

例えばビックカメラ渋谷店(ハチ公口店、東口店)、ヤマダデンキLAB I渋谷(渋谷道玄坂)、恵比寿ガーデンプレイス1階のDCM DIY place、矢崎電機株式会社(代々木)、リビングニホンドウ(南平台町)などに設置されています。

③非純正品の小型充電式電池(二次電池)や、劣化して引き取ってもらえない電池などについては、渋谷区清掃事務所にご相談を。

渋谷区清掃事務所 03-5467-4300

しつこいようですが、小型充電式電池(二次電池)を購入する際は、その商品に合った純正品や上記のリサイクルマークのついているものにしましょう!

3つの矢印の「リサイクルマーク」
が目印



②住宅火災

出火原因で一番多いのはたばこです。・寝たばこ ・飲酒 → 喫煙 → うたた寝 ・灰皿に吸い殻をためる、などが原因です。

亡くなる方のおよそ3割は逃げ遅れが原因による一酸化炭素中毒です（下記参照）。初期消火は炎が天井にとどくまで。初期消火ができない場合は無理をせずに即避難をしましょう。

③飲食店における火災

飲食店の火災の多くが、調理中に火をかけたままその場を離れ、「放置する・忘れる」ことによって発生しています。調理中は厨房から離れないようにくれぐれもご注意ください。

④オフィスや事業所における火災

渋谷区には事業所が多く、火災の原因の中には「コンセント」がリスクを高めることがあります。

トラッキング現象：電気機器や配線のプラグ部分にはほこりが湿気を帯びて発火することがあります。定期的にコンセントからプラグを抜いてほこりを取り除き、トラッキング防止加工された電気コードや、プラグにほこりがたまらないカバーなどを使用しましょう。

ショートや過電流：使用中のプラグが異常に熱くなっている場合などはただちに使用をやめます。電気コードを束ねたり、タコ足配線による過電流が原因で発熱し、出火することがあります。

緊急時には、まず電源を切って、ブレーカーを落としましょう。水をかけると漏電の恐れがあるので避けてください。電気店や東京電力に連絡して点検するか、消防署に連絡してください。

煙の特性

火事で最も恐ろしいのは、「煙」です。火災で発生する煙には有毒な一酸化炭素が含まれており、これを吸い込むと、一酸化炭素中毒により、意識を失い、死に至る危険があります。また高い位置にある煙は非常に高温になります。

煙が上昇するスピードは驚くほど速く、1秒で3～5mにも達します!そして天井付近にたまっていき、そこから徐々に下におりていきます。そのため、床に近いところは比較的濃度が薄く、見通しが効くものです。避難する際は、煙を吸い込まないようにハンカチやタオルで口と鼻を覆い、低い姿勢で、煙の下をはうようにして避難してください。階段を利用する場合も同様に低い姿勢を心がけましょう。

学校やビルで避難する際は、誘導灯に従い安全に行動してください。

住宅用火災警報器とは

自宅などで火災の煙や熱をすばやくキャッチし、音や音声で知らせます。法律ですべての住宅の居室（居間、リビング、子ども部屋、寝室など）、階段、台所の天井または壁に設置が義務づけられています。電池切れや部品の寿命により、10年を目安に交換が必要となります。

渋谷区では住宅用火災警報器と家庭用消火器のあっせんを行っています。「住宅用火災警報器」はねじ2本で取り付けられるので、配線工事の必要はありません。有料ですが取り付けも行っていきますので、お申し込み時にご相談ください。

お問い合わせ：防災課災害対策推進係 03-3463-4475 P.66



渋谷消防団について

私も所属している渋谷消防団は、渋谷区内で地域防災を担う重要な組織です。団員総数は2024年11月1日現在441名、そのうち約4分の1（113名）が女性団員で、11の分団で構成されています。渋谷区在住、在勤、通学者を中心に各地域で活動しています。

具体的な活動として、火災発生時には現場における安全誘導や消火補助・消火活動を行い、大雨時には水防警戒などを実施します。また、地域イベントでの警戒活動や、防災訓練を通じて初期消火の指導、また応急救護の指導にも力をいれています。それ以外にも消防訓練を重ね、地域の安全・安心のために活動しています。

興味のある方は、ぜひ渋谷消防団に参加して地域の安全を一緒に守りませんか？



06 防犯対策— 渋谷区の安全を 支える事業

①渋谷区立公園の非常(赤)ボタンについて

渋谷区の区立公園・児童遊園地には、非常(赤)ボタンが設置されています。

このボタンは、公園内で事件や事故、暴力行為、迷惑行為などの身の危険を感じた際に使用できます。

非常ボタンを押すと、警備会社の監視センターと通話が可能です。状況に応じて、警備会社による現地への駆け付けや音声確認が行われます。渋谷区内の124カ所の公園に設置されています。また、防犯対策として防犯カメラも併設されています。万が一、身の危険を感じた際は、トイレの壁などに設置されている非常(赤)ボタンを押してください。お近くの公園のどこに設置されているかご確認ください。

お問い合わせ：公園課公園管理係 03-3463-2888



②渋谷区を支える『ハチパト』、街の安心を守る!

渋谷区内で青色防犯灯付きパトロール車、通称「ハチパト」を見かける機会が増えてきました。

このハチパトは、24時間365日、区内全域をパトロールしています。その主な目的は、児童の登下校時の安全確保、特殊詐欺被害の防止、さらには落書きなどの犯罪抑止に貢献することです。ハチパトは2023年5月20日から2024

年3月31日までに、6,535件の指導や対応を行っています(渋谷区のオープンデータより)。その主な内容は

- ・学校立ち寄りによる警戒活動
- ・ごみの不法投棄の発見および注意指導
- ・路上喫煙への注意指導
- ・放置自転車の発見および対応
- ・路上飲酒に関する注意指導(ごみや騒音のトラブルを含む)
- ・街路灯切れなど故障箇所の発見と報告
- ・客引き行為への注意指導 など

さらに、このハチパトは環境に配慮された電気自動車(EV)で、小回りの利くサイズとなっており、渋谷区内の細い道もスムーズに走行できます。

ハチパトは、多岐にわたる街の課題に対応し、渋谷区の安全で快適な街づくりに貢献しています。街中でハチパトを見かけた際は、ぜひ応援してくださいね!私は手を振って応援しています。

お問い合わせ：安全対策課安全対策主査 03-3463-1598

「渋谷防災
キャラバン」
にも登場!
P.64



③渋谷区、公共の場所での喫煙は罰則対象 —街をきれいに守る取り組み

渋谷区では、公共の場所での喫煙が過料(2,000円)の対象となります。この規制は、路上喫煙による健康被害や美観の悪化を防ぎ、すべての人が快適に過ごせる街を目指す取り組みの一環です。

2019年7月から、分煙対策指導員が区内全域を巡回し、屋外の公共の場所での喫煙を取り締まっています。指導員は、違反者への注意や啓発活動を通じて、喫煙マナーの向上を呼びかけています。これにより、路上喫煙の減少や、ごみの散乱防止が期待されています。

屋外の公共の場所での喫煙は禁止されていますが、区が指定した喫煙所や、大規模建築物内に設置されている公共喫煙所では喫煙が可能です。「喫煙は指定の場所で!」。ルールを守って、周りの方が気持ちよく過ごせる環境づくりにご協力ください!

お問い合わせ：環境整備課きれいなまちづくり係 03-3463-3496

④ 渋谷区の夜間飲酒禁止、街の安全と安心を守るために

2024年10月から、渋谷駅周辺の路上や公園などでの夜間飲酒が通年で禁止されました。午後6時から翌朝午前5時まで、公共の場所での飲酒が禁止され、さらに禁止エリアも広がりました。

なぜ夜間飲酒を禁止するの？

路上での飲酒は、ごみや騒音の問題を引き起こすだけでなく、周囲の人たちの不安や迷惑にもつながります。コロナの時期から外で飲酒をする人が増え、大きな課題となり、渋谷駅周辺の商店街ではパトロールを重ね、所属する会派「シブヤを笑顔にする会」としても要望の提出や本会議で質問を重ねてきました。お問い合わせ：安全対策課安全対策主査 03-3463-1598

⑤ 客引き防止の強化と過料の実施

渋谷区では、公共の場での客引き行為を禁止する条例が定められています。しかし、客引きだけでなく、恵比寿駅構内やその周辺でのスカウト行為に関する苦情が後を絶たない状況が続いていました。

そこで、**2025年4月から条例が改正され、取り締まりがさらに強化されます。**改正後は、客引きや客待ち、スカウトやスカウト待ち行為を3回した人に対して、5万円の過料が科されます。

また、客引き等を指示した店舗に対しては、以下の措置が可能となります。

- ・店舗内への立ち入り調査
- ・客引き等の指示を3回した場合、5万円の過料
- ・違反事実の公表

さらに、事実と異なる説明をするなど、身分証明書など氏名や住所がわかるものの提示を拒否した場合にも、5万円以下の過料が科されます。

この改正は、渋谷区をより安全で安心して過ごせる街にするための取り組みの一環です。みんなで協力して、健全な街づくりを進めていきましょう。

2024年12月現在の情報です。

07 防犯対策— 安心の街づくり、 防犯の心得

① 特殊詐欺・闇バイト詐欺からどう守るか!

依然として、固定電話にかかってきた電話がきっかけで被害を受けるケースが後を絶ちません。電話に対応すると、その内容が闇名簿に記録され、あなたや家の情報がアップデートされる危険性があります。

そのため、以下の対策を講じることが重要です：

- ① 知らない番号の電話に出ない。
- ② しつこい電話が続く場合は、固定電話をやめる、番号を変更する、または登録済みの番号以外には出ないようにする。
- ③ 常に留守番電話に設定し、自動通話録音機を併用する。
これらの方法を活用し、詐欺被害を未然に防ぎましょう。

自動通話録音機を活用

渋谷区では、おおむね65歳以上の方に自動通話録音機を無料で貸し出しています。この機器を使うことで、詐欺電話を未然に防げる可能性があります。下記施設の窓口にて申請書に必要事項を記載すると、自動通話録音機をその場で貸与されます。ぜひご活用ください。

貸し出し窓口

- ・渋谷区役所8階安全対策課 03-3463-1598
- ・渋谷区消費者センター・商工会館(4階) 消費者相談コーナー 03-3406-7644
- ・各警察署・各地域包括支援センター 一覧はP.68をご確認ください。

本ガイドに記載された情報は、時間とともに古くなります。ホームページなどで最新情報をご確認いただくと幸いです。

詐欺の手口は常に変わります。より巧妙になっています。

留守番電話にメッセージを残し、折り返しかけて詐欺に遭ったケースもあります。

最近では、スマートフォンにかかってくるケースもあり、若い世代の被害も増えています。

特に、ネットバンキングを利用した多額の振り込みを狙う手口も増加しています。

ネットバンキングでの振り込みであれば、振込上限金額が高額に設定できるため被害が大きくなりやすく、ネットバンキング利用者の被害も増えています。

ATM振り込みだけでなく、ネットバンキングによる振り込みを問われたら詐欺だと疑う!

常に変わる、より巧妙になる手口をご紹介します。

【警察官を名乗る電話】

①手口

ニセの警察官が言う内容

「詐欺事件グループの犯人を逮捕したところ、犯人が使っていた口座（携帯電話）にあなた名義のものがありません。」

「あなた名義の携帯電話が犯罪に利用されています。」

「あなた名義の口座がマネーロンダリングに使われています。」

「あなたは容疑者になっています。」

②脅し文句

「あなたは容疑者です。」

「逮捕状が出ています。」

③トークアプリ (LINE等) への誘導

ニセの警察官はビデオ通話で警察手帳を見せ、「特別にトークアプリで取り調べを行います」などと言い、偽の逮捕状画像を送信。

④お金の振り込みを要求

「あなたの口座にあるお金が犯罪資金か調査するので、全額指定口座に移してください。調査後は返金します」と指示し、指定口座へ全額振り込ませる。

⑤巧妙な手口

東京在住者には地方の警察を名乗り、地方在住者には東京の警察を名乗ることで、「身に覚えがない」「大変なことに巻き込まれた」と思わせる。



ニセ警察官からニセ検察官へつなぐケースもあり、「保釈金●●円を払えば逮捕は避けられます。どうしますか?」と持ちかけられる。

⑥対策!

警察官は公務でLINEやトークアプリをしません! 警察手帳の写真やスマートフォンで逮捕状を提示することはありません!

不審な電話は出ない! 万が一電話に出てしまったら電話の相手を確認しましょう!!

【ATMで還付金詐欺】

手口: 区役所から「還付金がある。今日までに手続きをしなければ還付されない」と電話がかかってきて、ATMで指示通り操作してしまう。

対策: **区役所がATMに誘導することはありません!**

少しでも不審に思うことがあった場合は、最寄りの警察署・警察相談専用電話(#9110)に連絡してください。P.66

相談先

・警察相談専用電話: #9110 ・緊急時の相談は「110」に電話

【パソコン詐欺】

手口: パソコンに警告音や警告画面が表示される。

- ①「ウイルスに感染しました!」との表示と共に電話番号が示される。
- ②被害者が電話をかけると、遠隔操作でパソコンを調査される。
- ③不必要なセキュリティソフトを購入させるため、コンビニなどで支払いをさせられる。

対策: ①警告画面に従わず、画面を閉じる「」か、ブラウザを終了、またはパソコンを再起動する。

②操作がわからない場合は購入店や製造会社に相談を!

③指定された電話番号にはかけず、ソフトのダウンロードやインストールもしない!

【アンケート詐欺】

手口: ①「老後のアンケートにご協力ください。」と電話をかけ、日常生活に関する

る質問を装いながら、次第に家族構成や金融資産に関する質問をする。

- ②「紙とペンを用意してください。」と指示し、「その紙に1~10まで数字を書いてください。」「今日の日付を西暦から書いて、それを読んでください。」

その後、銀行口座番号や暗証番号を書かせ、それを読み上げさせる。

対策: 見知らぬ電話番号には出ない。留守番電話を活用する。

【SNS型詐欺】

投資詐欺

SNS上に「投資で稼げる」と偽りの広告を掲載。

被害者をLINEグループに誘導し、投資アプリをインストールさせた上で指定口座に入金させる。

アプリ上で利益が出ているように見せ、さらに追加入金を求める。

【ロマンス詐欺】

SNSを通じて被害者と関係を深め、信用させた上で金銭をだまし取る。

対策: SNSの情報やダイレクトメッセージを安易に信じない!

実際に聞いた特殊詐欺、悪徳商法ケース

・給湯器の検査を装う訪問

「区役所のほうから電話しました。定期的に行っている給湯器の検査です」と言われ、訪問を許可したところ、2人組が家を訪れ「水回りを見せてください」と家の中を細かく調べ、給湯器の交換を持ちかけ多額の契約をさせられる。

対策: 区役所が戸別訪問することはありません!家に入れずにインターホンで対応を。

・屋根瓦の修理を装う訪問

突然の訪問者が「お宅の屋根瓦がずれている。このままでは雨漏りをします」と修理を持ちかけ、その場で多額の請求をする。

・リフォーム業者を名乗る人物が突然訪問

「台所の状態から調べます」と言って換気扇を外し、そのまま床に置き放置。さらに「他にもリフォームが必要」として高額な請求書を提示され、契約を交わされる。

・不用品買取業者の訪問

不用品の折り込みチラシを見て業者を呼んだところ、貴金属を不当に買ったたかれた。指にはめていた結婚指輪まで買ったたこうとし、しばらく家に居座られた。

クーリング・オフについて

契約にはクーリング・オフ期間がありますが、悪質な業者はその連絡を受けると、その後連絡が取れなくなるケースもあります。そもそも契約に至らないよう、見知らぬ人を家に入れられないことが大切です。

また、独立行政法人国民生活センターによると、悪質業者は巧みに不安をあい、親切を装って信用させる手口で、年金や貯蓄といった大切な財産を狙います。特に高齢者は自宅にすることが多いため、電話勧誘や訪問販売による被害に遭いやすいのが特徴です。

購入した商品に関する苦情、契約上のトラブルについては渋谷区消費者相談にご相談ください。電話相談・来所相談、(月)~(金)(休館日を除く) 9:30~16:00。TEL.03-3406-7644 利用できる人は区内在住・在勤・在学の人 P.66 (注) 消費者からの相談のみを受け付けています。事業者からの相談は受け付けておりません。

【匿名・流動型犯罪グループ 通称「トクリュウ」の手口とは】

メンバーが入れ替わり、実行犯を使い捨てにする特殊詐欺グループや闇バイトによる強盗・窃盗せつとうのニュースがほぼ毎日のように報道されています。

トクリュウにとって、先のリフォーム詐欺などの訪問詐欺は手段の一つに過ぎません。家にあがり、その家の状況を聞き出すことができればよいのです。

その家庭の情報を吸い上げ、闇名簿をつくるために家を訪問しています。電話で家の状況を話したり、家にあげるという行為は結果「トクリュウ」による強盗の下見となります。

①万が一、電話に出てしまったり、人が訪ねてきて何かを聞かれても「こちらから伝える必要のない情報です」ときっぱり断ること。②知らない人を家の中に絶対にいれないこと。③家の中に入られる状況を徹底的に避けること。この3つを家族で共有し、常に肝に銘じて生活しましょう!

万が一、下見のような怪しい業者をあげてしまったら、すぐに警察に通報して

ください。

家を守るための普段からの防犯対策

・**自宅の鍵は必ずいつもかける** (戸建てもマンションも鍵をかけましょう!)

・窓ガラスの防犯強化

防犯フィルムや強化ガラスを使って侵入を防ぎましょう。

・センサーライトや防犯砂利

自宅周辺にセンサーライトを設置したり、防犯砂利を敷くことで不審者を遠ざける効果があります。

・防犯カメラやインターホン

訪問者を記録できるカメラ付きのインターホン (最近はスマートフォンのインターホンアプリから対応できるものもあります) や防犯カメラを設置することで安心感が増します。

※防犯グッズは量販店にもコーナーがあり、さまざまな防犯対策グッズが売られています。



最後に：命を守ることを最優先に

万が一、侵入されてしまった場合は、お金や物を守ることよりも、自分と家族の命を最優先にしてください。抵抗せず、安全な場所に避難、または逃げて通報することを心がけましょう。

②新しい自転車ルールが始まる！安全な乗り方と渋谷区の取り組み

2024年11月1日から道路交通法が改正されました。

家族やお子さんと一緒に、安全な自転車の使い方を確認しましょう！

1. ながら運転は禁止！ スマホ操作に注意

運転中にスマホを見たり操作する「ながら運転」は厳しく罰せられます。通話や画面を注視する行為も禁止です。安全のため、運転に集中しましょう。

・ながら運転の罰則：6カ月以下の懲役または10万円以下の罰金、事故の場



合：1年以下の懲役または30万円以下の罰金

2. 飲酒運転は絶対NG!

お酒を飲んで自転車に乗るのは禁止です。さらに、酒気帯び状態の人にお酒を提供したり、自転車を貸した場合も罰則の対象になります。

・飲酒運転 (酒気帯び) の罰則：3年以下の懲役または50万円以下の罰金、提供・貸与 (酒気帯び)：最大3年以下の懲役または50万円以下の罰金

3. 自転車も一時停止が必要! 交差点では必ず安全確認を

一時停止の標識がある場所や見通しの悪い交差点では、自転車も必ず止まって安全確認をしましょう。事故防止のためにルールを守りましょう。

モペット・電動キックボードを区内でも見かけますがルールを守りましょう。

・モペット：免許、ヘルメット、自賠責保険が必要。

・電動キックボード：16歳未満運転禁止、ナンバープレートと保険加入が必須、原則車道通行。

4. 渋谷区の取り組み：自転車まちづくり協議会

渋谷区では、恵比寿、代官山、笹塚、幡ヶ谷の地域ごとに「自転車まちづくり協議会」を設置しています。商店会や自転車ユーザー、関連企業、大学などが参加し、安全で快適な自転車環境を考えています。

協議会は「渋谷区自転車活用推進計画」の4つのテーマをもとに活動しています。

①はしる：自転車の通行空間について

②とめる：駐輪場など駐輪環境について

③まもる：交通安全について

④いかし・つなぐ：地域での連携や推進について

具体的には、地域に合った駐輪場や自転車通行空間の整備の検討、交通ルールの啓発、自転車教室の開催などを行い、歩行者も自転車利用者も過ごしやすい街づくりを進めています。

お問い合わせ：交通政策課交通政策係 03-3463-1854

08 おススメ資料やアプリー 災害対策に役立つ情報源&アプリ



災害時に備え、便利なアプリや情報源を活用して、強い備えをつくりましょう。

防災・災害時に役立つアプリ

- ・**安否確認電話「171」**：災害時の安否確認が可能です。
- ・**渋谷区防災ポータル**：渋谷区からの防災情報をリアルタイムで受信できます。被害情報マップや避難所、帰宅困難者受入施設、緊急医療救護所などの開設状況も確認可能です。
お問い合わせ：災害対策推進課 03-3463-4475
- ・**渋谷区防災アプリ**：オフラインでも確認できる防災マップや災害時にはGPS機能、カメラ機能、音声認識機能による被害報告機能が搭載されます。多言語対応。懐中電灯機能もうれしい。防災ツールとして心強い味方になるので、ぜひダウンロードをおすすめします!
- ・**災害時自動電話情報サービス「しらせる君」**：「しらせる君」は、登録した電話番号に渋谷区から避難情報や避難所開設情報などを電話でお知らせするサービスです。インターネットから情報を得るのが苦手な方や、65歳以上で不安を感じる区民の方に特におすすめです。利用料金は無料（ただし、利用者から電話をかける場合は通話料が発生します）。申し込みはFAXまたは郵送で。申込書配布場所：渋谷区役所8階防災課、各出張所、区民サービスセンターで入手可能。 P.66



渋谷区
防災
ポータル



渋谷区
防災アプリ



しらせる君

お問い合わせ：危機管理対策部防災課 03-3463-4475

災害時以外には原則として情報を配信しません。事前に登録を済ませておく
と安心ですね!

- ・**渋谷区防災行政無線と電話応答サービス**：渋谷区内83カ所に設置されたトランペットスピーカー型の放送塔から、災害時には避難指示など重要な情報が発信されます。国のJアラートとも連動しており、弾道ミサイルや大規模テロなどの緊急事態が発生した際には自動で警報を放送します。通常は毎日17時に「夕やけこやけ」を放送しています。

さらに、防災行政無線で放送された内容は電話でも確認できます。利用には通話料がかかります。※放送内容は24時間以内のものに限り確認が可能です。通常の17時の「夕やけこやけ」は除きます。 防災課防災行政無線確認ダイヤル：03-3463-6570～2 P.66

- ・**その他の情報源・渋谷区LINE公式アカウント**：渋谷区のLINE公式アカウントに登録すると、災害情報や気象警報、Jアラート情報などが届きます。個人のニーズに合わせた情報も受信可能です。
- ・**渋谷区公式Twitter**：区からのお知らせやイベント、防災・安全対策情報などを発信。災害時に備えてフォローしておきましょう。
- ・**渋谷のラジオ (87.6Mhz)**：災害発生時には、渋谷のラジオで区内の最新情報が優先的に放送されます。



渋谷区LINE



渋谷区
公式Twitter



渋谷の
ラジオ

東京都の防災関連情報

- ・**東京都防災アプリ**：楽しく防災を学べ、災害情報収集にも役立ちます。
- ・**東京消防庁公式HP**：災害時の応急手当や防災に関する情報を提供。
- ・**東京消防庁「応急手当の動画」**：心肺蘇生や骨折、窒息時の応急処置法を動画で学べます。



東京都
防災アプリ



東京消防庁
公式HP



東京消防庁
応急手当の
動画

2024年12月現在の情報です。

本ガイドに記載された情報は、時間とともに古くなります。ホームページなどで最新情報をご確認いただくと幸いです。

09 その他— 役に立ちたい、 知識をつけたい!

①渋谷区総合防災訓練「渋谷防災キャラバン」

渋谷区では、毎年、各地域で体験型防災訓練「渋谷防災キャラバン」を開催しています。

2024年度は区内5カ所で実施しました。

この冊子でご紹介している渋谷区の避難所や在宅避難に関する展示をはじめ、以下のような多彩なプログラムを体験できます。

- ・家具の転倒防止対策
- ・ビルやマンションの防災対策
- ・防災ドローン飛行のデモンストレーション
- ・親子で学ぶ防災
- ・非常用トイレについて
- ・ペットのための防災対策（ペットも一緒に体験できます）
- ・消火器を使った初期消火体験（消防団でお手伝いをしていました）
- ・豪雨対策：お家にあるものを利用した土のう作り など

どれも最新の防災情報や実用的な技術が学べる、役立つ体験ばかりです。

さらに、このイベントでは防災グッズも配布され、緊急時に役立つアイテムが揃っています!

2025年度以降も開催予定です。

★詳細は「しぶや区ニュース」HPなどをご確認ください。



2024年12月現在の情報です。

②防災館（東京消防庁 都民防災教育センター）

スカイツリーの近くの本所防災館では応急救護、地震、煙、暴風雨、都市型水害体験ができます。予約は必須!館内の展示もとても勉強になります。

東京消防庁都民防災教育センター（本所防災館）03-3621-0119
（開館時間のみ） P.66



左) 震度7を体験して。地震体験コーナーはバリアフリーに配慮しています。
右) 都市型水害体験。地下のドアが浸水し、水圧がかかっているドアの開放体験。

③災害ボランティアについて

被災地での災害ボランティアは宿泊・食事・交通手段は原則自己負担になります。災害ボランティアセンターへの電話やメールの問い合わせは原則控え、全社協 被災地支援・災害ボランティア情報のSNSやHPで情報が確認できます。

「しぶやボランティアセンター」では都道府県の災害ボランティアの情報が掲示されています。被災地となった自治体に電話連絡で業務を増やさないよう「ボランティアセンター」で情報収集を。渋谷区役所2階 03-6452-5065

★全社協 被災地支援・災害ボランティア情報



★しぶやボランティアセンター



本ガイドに記載された情報は、時間とともに古くなります。ホームページなどで最新情報をご確認いただくと幸いです。

10 お問い合わせなど

本文でご紹介した内容をすぐに調べられるよう、一覧にまとめました。増刷版限定です。

本文関連ページ	内容	詳細	名称	場所	電話番号	備考
P.17、P.18、P.25、P.51	防災資料の配布、申請	防災資料配布、申請等	危機管理 対策部防災課	渋谷区役所 8階	03-3463-4475	
P.17、P.18、 P.25、P.35、 P.42、P.46、 P.51、P.62	防災関係資料の配布	家具転倒防止金具等の購入費用補助制度(P.17、P.25、P.42)、家具の転倒防止金具無料取り付け事業(P.17、P.25)、渋谷区避難行動要支援者ハンドブック(P.25)、木造住宅耐震診断・改修助成制度のご案内(P.35)、住宅用火災警報器のあっせん(P.51)、洪水ハザードマップ(浸水予想区域図)(P.46)、災害時自動電話情報サービス「しらせる君」(P.62)、渋谷区民防災マニュアル、英語版防災マップ、個人備蓄チェックリスト、防災用品のあっせん商品、家庭用消火器のあっせん商品・購入申込書などの資料を配布しています。お近くの出張所で渋谷区の防災情報を集めてみましょう!(出張所によってはスペースの都合上、一部資料がない場合がございます。あらかじめご了承ください。)	恵比寿駅前出張所	恵比寿4-2-6	03-3280-0701	8:30~17:00、 休業日:(土)(日)、祝・休日、年末 年始(12/29~1/3)
			上原出張所	上原1-18-6	03-3467-2551	
			西原出張所	西原2-28-9	03-3466-7187	
			初台出張所	初台1-33-10	03-3370-0296	
			本町出張所	本町4-9-7	03-3377-6171	
			笹塚出張所	笹塚3-1-9	03-3376-1428	
			千駄ヶ谷出張所	千駄ヶ谷4-25-14	03-3402-7377	
			神宮前出張所	神宮前6-10-14	03-3400-3627	
	*新橋出張所	恵比寿1-27-10	03-3441-4164	*窓口業務は行っておりません。		
	区民 サービスセンター	渋谷2-21-1 渋谷ヒカリエ 8階	03-3797-0935	(月)~(金):11:00~19:00、(土): 9:00~17:00、休業日:(日)、祝・休 日、年末年始(12/29~1/3)		
P.22	非常用電源等 購入費助成	人工呼吸器を使用している方向けに 非常用電源等購入費助成	障がい者福祉課 身体福祉係	渋谷区役所 2階	03-3463-1937	
P.23	避難行動 要支援者名簿の登録	災害時に自力で避難が困難な方でご本人の意思で登録を希望される方(関係者へ情報が提供されます)	福祉避難所対策 担当主査	渋谷区役所 5階	03-3463-1562	
P.24	障がい者サポートカード	障がい特性などをまとめた支援カード。緊急時にカードを提示することで特性に応じた支援につながります	障がい者福祉課 経理係	渋谷区役所 2階	03-3463-1936	
P.44	土のう	土のうの配布、袋の再配布	土木部道路課道路維持係	渋谷区役所11階	03-3463-2794	
P.45	被災証明書	水害、地震などによる被災後の被災証明書の発行	防災課災害対策推進係	渋谷区役所8階	03-3463-4475	
P.45	火災時の「り災証明書」	火災による被害を証明する「り災証明書」の発行・申請	渋谷消防署予防課		03-3464-0119	
P.45	被災後のごみの処理		渋谷区清掃事務所	渋谷1-2-17	03-5467-4300	
P.45	倒木対応	区道に倒木が発生した場合	土木部道路課道路維持係	渋谷区役所11階	03-3463-2794	
P.57	警察相談専用電話	不審な業者からの電話や訪問、ATMへの誘導、ストーカーやDVなどの相談	警察相談専用電話		#9110	平日:8:30~17:15
P.57	警察	今すぐ警察官に駆けつけてもらいたいような緊急の事件・事故を受け付ける緊急通報ダイヤル	緊急時警察ダイヤル		110番	
P.59	悪質な業者による トラブルなど	購入した商品に関する苦情・契約上の トラブルなど	渋谷区消費者相談	渋谷1-12-5	03-3406-7644	(月)~(金)(休館日を除く)の 9:30~16:00
P.63	防災行政無線の内容を 確認	防災行政無線で放送された内容を電話で確認	防災行政無線 電話応答サービス		03-3463-6570 ~2	利用には通話料がかかります。確認できる放送 内容は、放送後24時間以内のものに限ります。
P.65	防災教育	地震の揺れ体験、初期消火、火災の煙からの避難などが学べる体験施設。町会の訓練や防災教育にも	防災館 (東京消防庁 都民 防災教育センター)	墨田区 横川4-6-6	03-3621-0119	9:00~17:00(入館受付16:30まで)、休館 日:(水)・第3(木)(祝日にあたる場合は 直後の平日)、年末年始(12/29~1/3)

2024年12月現在の情報です。

本ガイドに記載された情報は、時間とともに古くなります。ホームページなどで最新情報をご確認いただくと幸いです。

P.49 小型家電回収ボックス設置施設一覧

各回収場所に設置してある黄色い回収ボックスに直接投入してください。

施設名	場所	電話番号
渋谷区役所	1階西側入口脇	03-3463-1211
渋谷区清掃事務所	入口正面	03-5467-4300
本町リサイクルセンター	1階エレベーター横	03-3372-1020
文化総合センター大和田	ロビー階玄関ホール	03-3464-3381
本町出張所	2階入口脇	03-3377-6171
西原出張所	入口正面	03-3466-7187
幡ヶ谷社会教育館	1階ホール	03-3376-1541
恵比寿社会教育館	入口脇	03-3443-5777
長谷戸社会教育館	1階受付前	03-3463-8061
千駄ヶ谷社会教育館	入口脇	03-3497-0631
上原社会教育館	入口脇	03-3481-0301
スポーツセンター	入口脇	03-3468-9051
ひがし健康プラザ	正面入口	03-5466-2291
代官山スポーツプラザ	地下1階入口正面	03-5428-0831

P.55 自動通話録音機貸し出し窓口

場所	電話	備考
渋谷区役所8階安全対策課	03-3463-1598	8:30 ~17:00
消費者センター・商工会館(4階) 消費者相談コーナー	03-3406-7644	9:30 ~16:00
渋谷警察署	03-3498-0110	8:30 ~17:00

地域包括支援センター	電話	担当地区、受付時間9:00 ~17:00 休業日：(日)、祝・休日、年末年始
豊沢・新橋	03-3440-1671	恵比寿、広尾1、2、5丁目
恵比寿西二丁目	03-6427-0273	猿楽町、鶯谷町、鉢山町、代官山町、恵比寿西、恵比寿南、桜丘町、南平台町
ひがし健康プラザ	03-5468-5901	渋谷3丁目、東、広尾3、4丁目
かなみの杜・渋谷	03-6433-7535	道玄坂、円山町、神泉町、宇田川町、神南、神山町、松濤
富ヶ谷・上原	03-3467-2371	富ヶ谷、上原
総合ケアコミュニティ・せせらぎ	03-5790-0881	西原、元代々木町、大山町、幡ヶ谷1丁目、笹塚1丁目

回収ボックスの投入口は13cm×28cmです。
ご家庭で使用済みの小型家電を回収しています。
(注) 施設内のため、回収は開館時間のみ

施設名	場所	電話番号
ケアコミュニティ・原宿の丘	入口右側奥、2025年3月15日(土)は移転準備のため休業、2025年3月17日(月)に移転します。	03-3423-8815
はつらつセンター参宮橋	2階ロビー	03-5352-8805
中央図書館	入口左の植え込み奥	03-3403-2591
本町図書館	入口脇	03-5371-4833
渋谷スポーツ共育プラザ&ラボ "すぽっと"	1階入口内	03-5341-4177
YCC 代々木八幡コミュニティセンター (1階入口内側)		03-3466-3239
新橋区民施設	1階入口脇	03-3441-4164
地域交流センター恵比寿	入口ホール脇	03-3461-3453
地域交流センター大向	入口正面	03-3466-2131
地域交流センター代々木	1階階段下	03-3370-7741
勤労福祉会館	入口右	03-3462-2511
ホープ就労支援センター渋谷	(笹塚2-16-1) (入口脇)	03-6300-5240

場所	電話	備考
原宿警察署	03-3408-0110	8:30 ~17:00
代々木警察署	03-3375-0110	8:30 ~17:00

地域包括支援センター	電話	担当地区、受付時間9:00 ~17:00 休業日：(日)、祝・休日、年末年始
あやめの苑・代々木	03-3372-1038	代々木神園町、代々木3、4、5丁目、初台
つばめの里・本町東	03-5334-9977	本町
笹塚	03-5365-1611	幡ヶ谷2、3丁目、笹塚2、3丁目
千駄ヶ谷・北参道	03-3475-1461	千駄ヶ谷、代々木1、2丁目
ケアコミュニティ・原宿の丘	03-3423-2112	渋谷1、2、4丁目、神宮前 2025年3月15日(土)は移転準備のため休業、2025年3月17日(月)に移転します。 移転先：渋谷区障害者福祉センターはあとびあ原宿1階 神宮前3-18-37

終わりに

「渋谷区で備える!岡田マリの防災・防犯ガイド」を最後までお読みいただき、ありがとうございました。

7年ぶりのテーマの「防災」でしたが、当時より渋谷区の防災対策がさらに充実したことを実感しました。2025年2月に渋谷区が発行予定の「渋谷区民防災マニュアル」とぜひセットで読んでいただければ幸いです。

このガイドの作成を通じて、今後ぜひ取り組みたいことを一部ご紹介します。

この冊子を作るにあたり、詐欺対策についてはイベントを開催し、最新の詐欺の手口を共有するとともに、情報交換を行いました。すると、私とほぼ同世代の参加者の多くが、「親や親戚が詐欺に遭いそうになった」「近所の人実際に詐欺に遭った」という経験を話してくださいました。その話を聞き、「詐欺は他人事ではない」ということを改めて実感しました!詐欺の手口などの情報を常に共有し、注意喚起を続けることの大切さを痛感しました。詐欺対策として、区役所、警察、消費者センターなどと連携し、最新の被害手口を広く周知するために、「しぶや区ニュース」に毎回掲載するくらいでよいのでは、と考えています。

加えて、様々な事例を直接伺う中で、防犯カメラや防犯フィルムなど防犯機器を購入する際の費用補助を実現したいと強く思っています。

防災対策としては珠洲市の副市長さんの話から災害時の避難所での清潔な水の確保の重要性を学びました。これについては今後提案していきたいです。

また、防災対策では外国人観光客の対応に課題を感じていました。そんな中、2024年12月10日から14日まで(3泊5日)渋谷区と姉妹都市であるホノルル市に派遣で行ってきました。ホノルル市の市長や市議会議員との会談、ハワイ州観光局との意見交換、そして全米コンテストで優勝経験が多数あるホノルル市の公立中学校の訪問などを通して今後渋谷区に生かしたい、実現したいアイデアが15個以上生まれました。その中の一つが、防災対策です。観光に力を入れているハワイ州の自然災害時の市民と外国人観光客への対策は非常に参考になりました。今後、渋谷区の防災対策に生かせるように努めてまいります。

これからもみなさまに寄り添い、より安全で安心して暮らせる渋谷区になるよう活動してまいります。

次回の「岡田マリの渋谷区ガイド」もどうぞお楽しみに!

愛をこめて

岡田マリ

2024年12月現在の情報です。

岡田マリ

渋谷区議会議員(5期目)(無所属)
会派:シブヤを笑顔にする会 副幹事長
文教委員会、自治権確立特別委員会所属
渋谷消防団第4分団所属
1968年4月 神宮前生まれ、恵比寿在住



履歴

駒澤短期大学国文科、米国マサチューセッツ州 スプリングフィールドカレッジ(心理学専攻)卒業、外資系企業、イタリア銀行在日代表部を経て2007年より現職

著書

『50年続ける - 習いごとは人生を何倍もおもしろくする』
電子書籍およびペーパーバック

最近の変化・取り組み・続けていること

8歳の保護犬の柴犬を家族に迎えました。元気いっぱいやんちゃな彼に手を焼きつつも、毎朝一緒に走るお散歩で私も体力がついてきました。

消防団活動では、7年ぶりに渋谷区ポンプ操法大会に選手として出場。指揮者として訓練を重ねました。

変わらず続けていることもたくさんあります。

これまで86回続けてきた子育てトーク。2023年と2024年は特に、不登校、発達障害、そしてHSPの児童・生徒へのサポートに重点を置いてきました。

2024年はさらに、親に寄り添う、親サポートにも力をいれました。「子どもとの関係が良くなりました」「学校に通うようになりました」といったご報告もいただいています。

日常では渋谷区役所13階まで階段を使うこと、ヴァイオリンの練習(現在は「フランクのヴァイオリンソナタ第2楽章」に挑戦中)、そして移動は自転車。赤いヘルメットをかぶり、以前より安全に配慮して自転車に乗るようにしています。隙間時間には読書を楽しんでいます。

岡田マリの渋谷区ガイドは渋谷区内にお住まいの方には無料でお送りしています。ご希望の方はこちらからご連絡ください。



政務活動費について

儉約しながら少しでもみなさまのお役に立てるよう「渋谷区ガイド」の作成などで大切に使用させていただいています。出費項目と金額についてはHPで報告し、使わなかった分はお戻しさせていただきます。

本ガイドに記載された情報は、時間とともに古くなります。ホームページなどで最新情報をご確認いただくと幸いです。



<https://okadamari.com/>



岡田マリのブログ

Tel: 03-3770-6577

Fax: 03-6745-8477

〒150-8010 渋谷区宇田川町1-1
渋谷区役所13階 渋谷区議会
シブヤを笑顔にする会



2024年12月 現在